

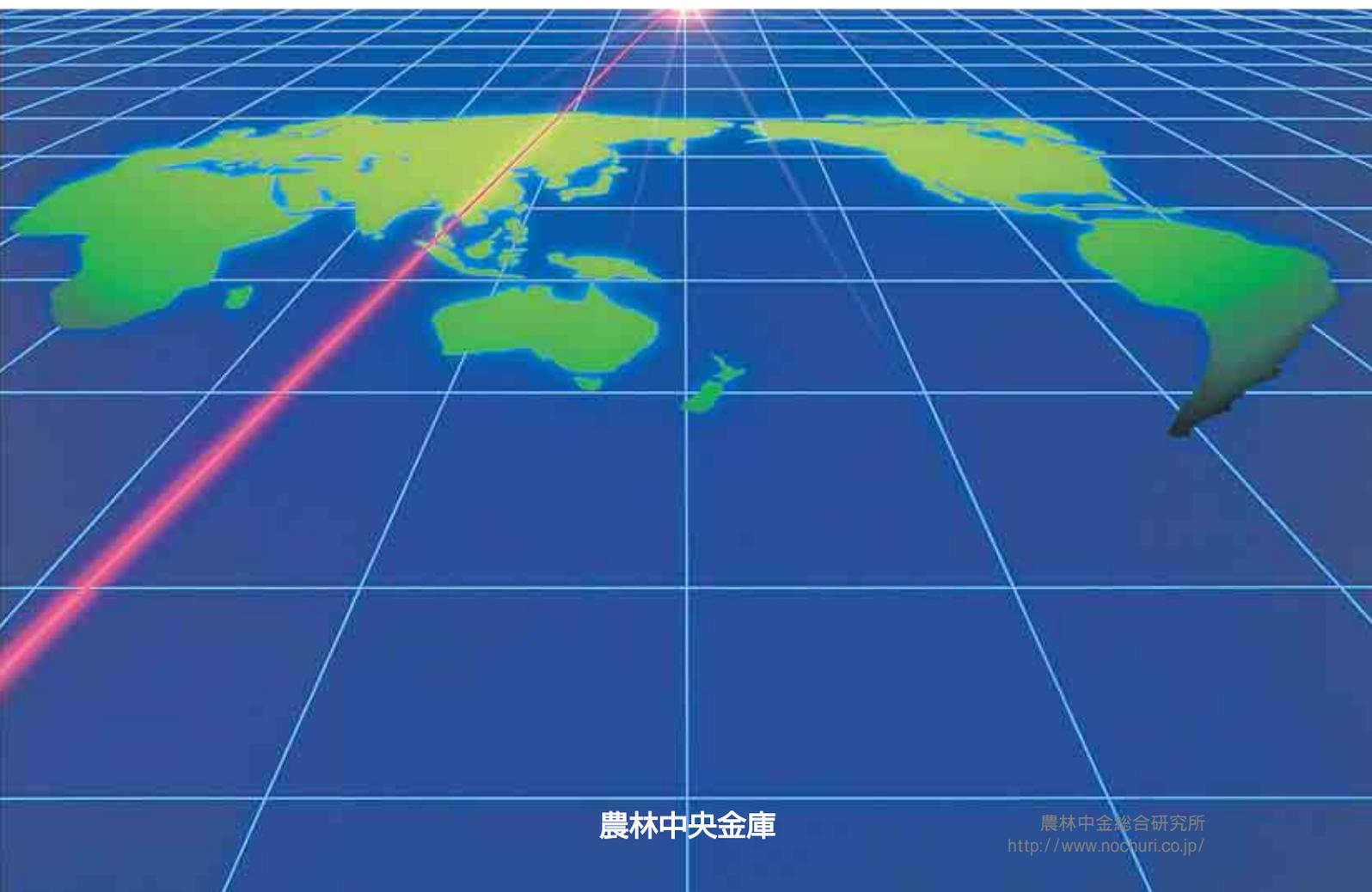
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014 **12** DECEMBER

海外にみる農業政策・農業の動向

- 米国2014年農業法の農業所得安定化政策
- 各国の農業部門と農業関連産業からみる東南アジアの成長



TPP再考

11月10日、TPP交渉に参加する12か国は北京で首脳級会合を開き、首脳声明をまとめた。全体の交渉は「終局が明確になりつつある」と強調したが、妥結の目標時期を示すことはできなかった。米国中間選挙で共和党が勝利し、年明け以降のTPP交渉にどのように影響するかについても見方は分かれ、「交渉漂流」観測も浮上している。

わが国のTPP交渉参加過程を振り返ると…、2010年10月1日、菅総理の唐突なTPP参加検討表明から始まり、11年11月11日、野田総理が「事前協議に入る」と表明、12年には政府が主導する「TPPをともに考える地域シンポジウム」が各地で開催されるなど「国民的議論を重ねる」形がつけられた。そして、12年末の衆議院選挙で、後に政権与党になる自民党はTPPに関して「『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP交渉参加に反対する」と政権公約に示した。選挙に圧勝した自民党第2次安倍内閣は、アベノミクスの第三の矢として成長戦略を策定すべく産業競争力会議を設置し、同会議では成長戦略の柱としてTPP参加が強く求められた。政府は13年2月22日、日米首脳会談で「TPPでは聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」として交渉参加へ舵をきり（既定路線だったとの見方がもっぱらである）、3月15日、安倍総理がTPP交渉参加を表明、参加各国の同意手続きを経て13年7月の18回交渉会合から交渉に参加した。交渉参加にあたり、自民党や国会（衆参農林水産委員会）は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖などを関税撤廃の例外とし、これが確保できない場合は、TPP交渉から脱退も辞さない、などと決議している。

「TPPによる関税撤廃の経済効果についての政府統一試算」（13年3月15日発表）によると、その経済効果は10年後に日本経済全体としてGDPで3.2兆円増加（+0.66%）するにとどまる。その内訳は輸出増加2.6兆円、輸入増加2.9兆円（したがって純輸出は0.3兆円の減少）、消費が3兆円増加、投資が0.5兆円の増加というものであった。しかし、近時の「大幅な円安でも輸出はさほど伸びない」という実態は、当時から反対派が主張していた「生産の海外移転が進んでいるため、自由化による輸出の増加は限られる」との見方が正しかったことを示している。TPP参加が試算で示された輸出増加につながるか、再度検証し直すべきである。

推進論者は、「日米の主導するTPPの枠組みは、透明で公正なルールに基づき、アジア経済圏に新たな秩序を形成するために欠かせない」などとして「交渉の漂流を回避すべき」と言い始めているが、秘密保持契約によって内容が示されない交渉で決められるものどころが透明で公正なのか？ また、オークランド大学のジェーン・ケルシー教授があらたに警鐘を鳴らす「承認（Certification）」条項（FTA相手国の立法に際し、事前に米国国内法に抵触しないかを確認し、懸念のあるものについて司法長官の承認が得られなければ当該国の法律を修正する必要性が生じる）などは、仮に導入された場合には、公正とはほど遠い「主権の侵害」そのものである。

TPPに対する最も根源的な批判を展開したのが、社会的共通資本を市場原理に委ねてはならない、とする宇沢弘文氏であった。アジア経済圏の経済秩序はその歴史と文化・社会的共通資本を壊すことなく、発展段階が異なる国々の一人ひとりの利益を尺度にして構築されるべきである。

（（株）農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫・おかやま のぶお）

今月のテーマ

海外にみる農業政策・農業の動向

今月の窓

TPP再考

(株) 農林中金総合研究所 常任顧問 岡山信夫

緊縮財政下で進む農産物の高値への適応

米国2014年農業法の農業所得安定化政策

平澤明彦 — 2

各国の農業部門と農業関連産業からみる
東南アジアの成長

若林剛志 — 18

情
勢

農産物輸出の実態と今後の展望

清水徹朗 — 34

外
国
事
情

中国の農産物卸売市場の現状
——新発地農産品卸売市場の事例から——

若林剛志・王 雷軒(Wang Leixuan) — 45

談話室

グローバル化の下での農業政策における
農業協同組合の役割

クレディ・コーペラティブ会長 (仏)、
国際協同組合銀行協会会長、ICA理事

ジャン＝ルイ・バンセル(Jean-Louis Bancel) — 32

統計資料 — 54

<第67巻総目次> 巻末添付

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

米国2014年農業法の農業所得安定化政策

—緊縮財政下で進む農産物の高値への適応—

主席研究員 平澤明彦

〔要 旨〕

2006年秋以降現在も続く農産物の高値と生産費の上昇によって米国の農産物プログラムは農業所得安定化の機能が低下し、短期および中期の価格下落リスクと飼料費の増大が問題となった。2014年農業法は、2008年農業法で導入された各種対応策の改良・刷新を進めた。その財源は、高価格下で必要性の薄れた直接固定支払いの廃止により調達された。

主要作物については、①不足払い型支払いの保証水準を大幅に引き上げて生産費の補償を図り、また新たな軽微損失保険を提供した。いま一つの選択肢である、②収入ナラシ型支払いには、きめ細かな郡平均単収を採用し、また下限価格を導入して中期的な値下がりへの補償を図った。①②ともに安定した補償と軽微損失補填を兼ね備えるようになった。

酪農プログラムは乳価から利幅（乳価－飼料費）へと目標を転換した。生乳の不足払いを廃止して利幅保険を導入するとともに、乳製品の介入買入れも価格支持から利幅の維持を目指すものに変更された。

目 次

はじめに

- 1 5年間の各種政策と予算を規定
- 2 農業所得安定化政策の推移
 - (1) 基礎をなす販売支援融資
 - (2) 不足払い型の支払いは機能低下
 - (3) 価格によらない直接固定支払い
 - (4) 収入ナラシ型の支払いは選択制
 - (5) 重要性が高まった作物保険
 - (6) 酪農プログラムも機能低下

3 2014年農業法による主な改正点

- (1) 農業関連予算は割合低下、実質減少
- (2) 作物向けプログラムの組み替え
- (3) 不足払い型（PLC）支払いの保証水準は大幅引上げ
- (4) 改良された収入ナラシ型支払い（ARC）
- (5) 綿花はWTO対応で収入保険へ
- (6) 利幅に着目した酪農プログラムの刷新
- (7) 作物保険の拡充

4 新たな政策の意義

はじめに

米国の農業政策は、法制上その大部分が農業法と呼ばれる法律によっている。農業法は時限法でありおおむね5年ごとに制定される。現行の2014年農業法（公法113-79）^(注1)は、2014年2月14日に成立した。

米国は日本の主要な農産物輸入先国であり、またTPPやWTOなどの国際農業交渉でも主要な役割を果たしているため、米国の農業政策の動向を把握しておくことは重要である。

加えて米国は、しばしば新規性の高い政策の開発・導入という点でも見るべき点が多く、他の先進国への影響も少なくない。今回の農業法では、農産物の高値に対処するために、直近の2008年農業法に続いて主要作物や酪農の補助金に大きな変更が加えられ、新しい概念が導入された。

とはいえ本誌で米国農業法を取り上げるのは平澤（2008）以来のことであり、そもそもこの分野に不案内な読者が少なくないと思われる。そこで本稿ではまず前半で農業所得安定化政策^(注2)を中心に米国農業法の概要について説明した上で、2014年農業法の改正内容を紹介し、その位置づけを整理する。

なお、2014年農業法の形成過程も重要なテーマである。紙幅の制約から本文中の各所で若干言及するにとどめるが、法案の審議は非常に難航して長期間を要し、財政緊縮の下で農業補助金の意義や政治的な存立

基盤が改めて問われたことも注目される（平澤（2012a, b, 2013, 2014a, b）を参照のこと）。

(注1) 通常、「農業法」(Farm Bill)は通称であり、正式名称はそれぞれ異なる。たとえば2008年農業法の正式名称は「2008年食料・保全・エネルギー法」である。しかし、「2014年農業法(Agricultural Act of 2014)」は正式名称であり、このような例は1970年農業法以来である。なお、これは厳密には短い方の名称であり、本来の名称は「2014年にいたる農務省の農業およびその他のプログラムを改革および継続するための、およびその他の目的のための法律」である。

(注2) 本稿では農産物プログラムと作物保険の総称として用いる。本来は、連邦予算の小分類の一つ（英語ではfarm income stabilization）であり、その他の予算も若干含まれる。米国では「セーフティネット」とも呼ばれる。

1 5年間の各種政策と予算を規定

米国には日本の食料・農業・農村基本法のような理念的な農業の基本法は存在しない。米国の農業法は個別具体的な政策を束ねたものであり、その形態から「乗合いバス」立法とも呼ばれる。2014年農業法は全体で12編からなっており（第1表）、従来からの農産物、保全、貿易、食物、信用、農

第1表 2014年農業法の構成

構成	おもな内容
第1編 農産物	売上補填、価格安定など
第2編 保全	環境保全
第3編 貿易	輸出促進、国際食料援助
第4編 食物	国内食料援助(福祉)
第5編 信用	信用保証、融資
第6編 農村振興	地域振興、インフラ等
第7編 研究	調査研究、統計、普及
第8編 林業	02年～
第9編 エネルギー	02年～ 再生可能エネルギー
第10編 園芸	08年～ 園芸、有機農業
第11編 作物保険	08年～ 単収・収入保険
第12編 その他	畜産など

資料 筆者作成

村振興、研究のほか、近年は林業、エネルギー、園芸、作物保険も加わった。

また、農業法は5年間の政策とそのため
の予算を定めている。米国では法案と予算
の提出権は議会にあり、農業法は上下両院
の農業委員長が起草する。予算の大きな割
合を占める食料援助を農業補助金と一つの
法律にまとめることで、議会（の本会議）を
通過させるのに必要な支持を確保している
点が特徴的である。

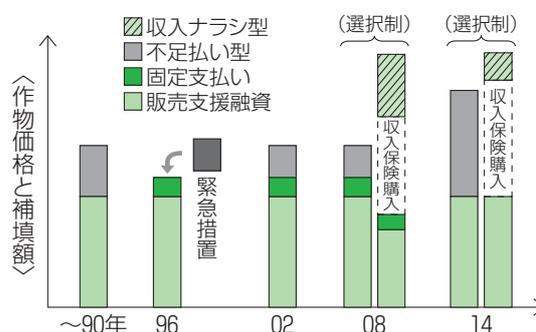
こうした農業法の枠組みは1973年農業法
以来続いている。しかし今回の農業法の審
議過程では、下院本会議での法案否決や食
料援助プログラムの切り離し（その後撤回
された）など、これまでの枠組みを揺るが
す動きがみられた。食料援助の拡大に対し
て、茶会派など台頭する財政保守派が反発
を強めたことが大きな要因であった。

2 農業所得安定化政策の推移

農産物プログラムは大恐慌時代の1930年
代以来続く主要な農業補助金である。主な
対象は主要な土地利用型作物と酪農であり、
各種の直接支払いを含む。^(注3)補助金の多くは
農産物の価格に連動しており、近年は農産
物の高値により予算が縮小し、いま一つの
施策である作物保険の重要性が増している。

以下では、主要作物の各種プログラム（販
売支援融資、不足払い型支払い、固定支払い、
収入ナラシ型支払い）、作物保険、酪農プロ
グラムの順に、それぞれの基本的な仕組み
と2008年農業法までの経緯を説明する。な

第1図 農業法における農産物プログラムの推移



資料 筆者作成
(注) 収入保険の購入は農業者の任意。

お、これらのうち作物保険以外のほとんどの
制度には、何らかの受給額上限や高額所
得者の受給制限がある。

主要作物向けの各種制度は相互に補完的
な関係にある。第1図に示したとおり、
2008年農業法までは販売支援融資の上に直
接固定支払い、さらにその上に不足払い型
支払いあるいは収入ナラシ型支払い（収入
保険との併用を想定）^(注4)が上乗せされた3階建
での構成となっていた。

(注3) ほかに畜産・樹木の災害支援もあるが、本
稿では取り上げない。

(注4) 日本の収入ナラシと同様の仕組みであるた
めこの語を用いる。米国では収入プログラム、
あるいは軽微損失 (shallow loss) プログラム
と呼ばれることがある。

(1) 基礎をなす販売支援融資

販売支援融資(Marketing Assistance Loan)
は、運転資金の供給と価格支持の機能を兼
ね備えている。1930年代以来続く古い制度
であり、農産物プログラムの基礎部分をな
している。近年は大きな制度改正がなく安
定している。

基本となる仕組みでは、まず任意の量の

(注5) 作物を担保として受け入れ、農家に短期資金(期間9か月)を融資する。農家は収穫期に一斉に農産物を売れば買ったたかれるのに対して、この短期融資を受けて当面の資金繰りを改善すれば、農産物の値動きをみながら高値となるまで販売を待つことができる。

ところが、この融資には元本請求権がなく(ノンリコース)、農家は担保作物を質流れとすれば(つまり政府に引き渡せば)融資の返済を免除される。もし当該作物の市場価格が単位重量当たりの融資額(融資単価 loan rate)を下回る場合は、作物を市場に売ってもその販売代金では融資を返済できないので、農家には質流れを選択するインセンティブが生じる。これによって農家は市場価格より高い融資単価で販売したのと同じ収入を確保できる。

しかし、質流れが発生すれば連邦政府に農産物の在庫が発生し、管理と処理に費用がかかる。そこで質流れを抑制して政府の在庫を圧縮するために、農家は融資のうち市場価格相当分のみを返済する(残余は返済免除)ことが認められている。さらに、政府は質流れや政府在庫を抑制し、また当該作物が自由にかつ競争力を持って国内外で販売できるようにする観点から、さらに返済額を引き下げること(注6)もできる。これらの場合、農家が返済を免除される額(融資単価と返済単価の差)を販売融資利得と呼ぶ。

いずれにしても農家はリスクなしに市場価格が融資単価を上回るのを待つことができるので、結果として農産物の価格は融資

単価より低くなりにくい。

さらに、この仕組みの代わりにさらに簡便化された融資不足払いも利用できる。融資不足払いは、融資をする代わりに販売融資利得に相当する金額(農家が返済を免除されるであろう額)を最初から農家に支払うものである。融資を伴わないため、政府が担保や質流れによる作物在庫を抱えずに済むという利点がある。また、これは後述の不足払い型の支払いでもある。

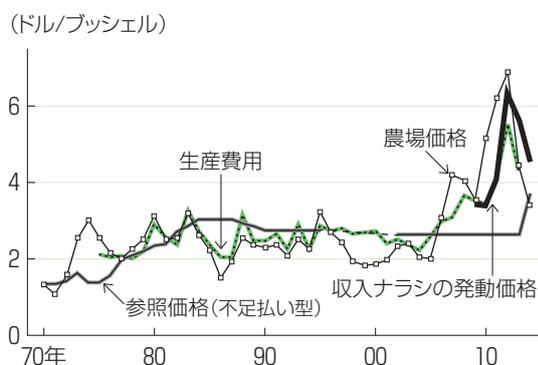
(注5) 2014年農業法においては小麦、トウモロコシ、穀粒ソルガム、大麦、オート麦、陸地綿、長繊維綿、長粒米、中粒米、落花生、大豆、その他油糧種子、羊毛(等級あり)、羊毛(等級なし)、モヘア(アンゴラヤギの毛)、蜂蜜、乾燥エンドウ豆、レンズ豆、小ヒヨコ豆、大ヒヨコ豆。
(注6) 米と綿花については世界市場価格相当分のみを返済することが認められている。

(2) 不足払い型の支払いは機能低下

不足払いは、市場価格が固定的な目標価格を下回った場合に、差額(の一定割合)を補填する直接支払いである。導入時期は1970年代である。当時は農産物の政策価格(融資単価)の引上げによる輸出競争力の低下が問題となったため、当該価格を引き下げて輸出競争力の回復をはかるとともに、値下がりによる農家の減収分を不足払いで補填した。

不足払いは1996年農業法でいったん廃止されたものの、その後実質的に復活した。97年以降のアジア経済危機による輸出の落ち込みと価格低迷を受けて、年ごとの緊急措置として不足払いと同等規模の補助金が交付された後、2002年農業法では再び不足払い型の直接支払いである価格変動対応型

第2図 トウモロコシの価格、生産費、政策価格の推移(1970～2014年)



資料 農務省データに基づき作成

- (注) 1 収入ナラシの発動価格は13年までACRE(全国平均の単収と農場価格を用いて算出)、14年のみARC(単収は基準単収のみを仮定)。
 2 参照価格は13年まで不足払いおよびCCPの目標価格、14年のみARC。
 3 14年の生産費用は予測値。

支払い (CCP) が導入されたのである。

目標価格は90年代から2008年農業法まで据え置かれていた。しかし06/07年以降、米国のバイオ燃料振興に端を発したトウモロコシや大豆、小麦などの高値の下で、市場価格は目標価格を常時大きく上回るようになり、そのためCCPは近年ほとんど支払われなくなった。加えて生産費も目標価格を上回る水準に上昇したため、CCPでは生産費の確保もおぼつかなくなり(第2図)、セーフティーネットとして不十分とみなされるようになった。それにもかかわらず、2008年農業法では財源の制約と政治的な支持の不足から、目標価格の引上げは真剣に検討されなかった。

また、CCPと次項の直接固定支払いは、支払い対象面積が過去実績(基礎面積)により固定されている。

(3) 価格によらない直接固定支払い

直接固定支払いは、単位面積当たりの支払額(面積単価=重量単価×単収)が固定された直接支払いである。1996年農業法で導入された。面積単価と対象面積が固定されているため生産刺激性が低く、WTO農業協定で削減を免除される「緑の政策」に近い。本来は不足払い廃止に伴う経過措置のほずであったが、実際には2002年農業法で恒久化された。CCPとの重複給付を防ぐために、CCPを算出する際には直接固定支払い相当分が差し引かれる。

直接固定支払いは近年のように農産物の価格が高まり農業経営が黒字となっても支払われるため、不適切であるとの指摘が強まっていた。

(4) 収入ナラシ型の支払いは選択制

収入ナラシ型の直接支払いは、ある年の単位面積当たり収入(価格と単収の積)が直前の数年間における平均的な水準を下回った場合に、差額(の一定割合)を補填する直接支払いである。

2008年農業法で初めてACRE(平均作物収入選択)プログラムとして導入された。その背景には、2000年代後半以降における農産物価格と生産費の高水準がある。CCPが十分に機能しなくなった(上述)だけでなく、農産物の短期的な価格変動も拡大した。また、金融機関は融資先農家がCCPでは収入変動リスクをコントロールできないことに関心を寄せるようになった。

こうしたことから、農家は収入保険の利

用を拡大して収入変動リスクを管理するようになったが、農産物価格の上昇とともに保険料も値上がりして負担感が強まった。そこで高値の下でも機能する補助金制度が検討され、収入保険の補完を意識した収入ナラシ型のACREが全国トウモロコシ生産者協会 (NCGA) によって提案されたのである。前掲第2図のとおり、ACREにおける価格の保証水準は生産費に見合うものであった。

農家段階におけるACREの利用は、不足払い型の支払い (CCP) との間の選択制であった。従来型のプログラムを望む品目別団体 (米, 綿花, 落花生) があつたほか、トウモロコシの主産地である中西部などでもACREの有効性を疑問視する意見が根強くあつたためである。実際、ACREを選択した農家は少なかった (12年時点で参加農場8.3%, 基礎面積 (後述) 13.9%)。その要因としては導入前の農産物の値下がりやACREの魅力が薄れたことや、ACRE自体の設計に使い勝手のよくない面 (後述) があつたことが考えられる。とくに、予算の制約から (郡平均や農場別でなく) 州平均単収が用いられたことは問題が大きいとみなされた。

(5) 重要性が高まった作物保険

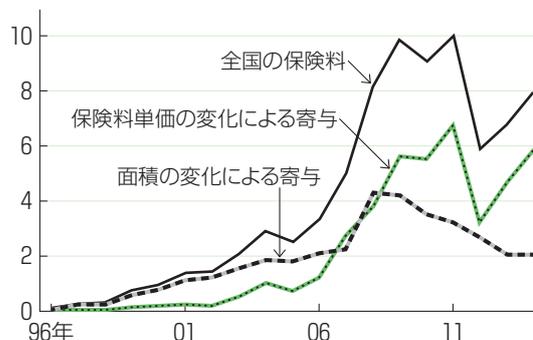
作物保険はおよそ130品目を網羅し、3大作物であるトウモロコシ・大豆・小麦が大きな割合を占めている。日本の農業共済に相当する制度であるが、米国の制度は民間の保険会社が保険商品を提供している点に特徴がある。利用は任意であり、農家の

支払う保険料 (平均6割程度を助成) と保険会社の運営費には補助金が支払われる。利用面積の拡大と収入保険の利用拡大、農産物の高値による保険料の高まり (第3図) から作物保険に対する補助金額は増大し、最近では年によって農産物プログラムを上回るようになった。農産物プログラムと異なり、個別農業者の利用については補助金の支給額に上限がないことも特色である。

作物保険は、もともとは単位面積当たり収穫量 (単収) など生産の保険のみであったが、現在は収入保険が保険料の8割程度を占めている。作物保険の対象品目は広範にわたりさらに拡大を続けている一方、収入保険は通常、算定に先物価格を利用する

第3図 作物収入保険の総保険料推移 (要因分解)

(10億ドル)



資料 農務省データに基づき筆者が算出し、作成
(注) 完全要因分析法 (沈 (2001)) により要因別の寄与を求めた。

保険料単価=保険料/付保面積とした。
保険料をY, 付保面積をA, 保険料単価をpとおくと
 $Y=Ap$
であるから、Yが変化する場合を考えると
 $Y+\Delta Y=(A+\Delta A)(p+\Delta p)$
 $=Ap+A\Delta p+p\Delta A+\Delta A\Delta p$
 $=Y+(A+\Delta A/2)\Delta p+(p+\Delta p/2)\Delta A$
ここで両辺からYを差し引くとYの変化は
 $\Delta Y=(A+\Delta A/2)\Delta p+(p+\Delta p/2)\Delta A$
と表せる。右辺の1組目の括弧内は価格の変化による寄与、2組目の括弧内は面積の変化による寄与とみることができる。
これを年ごとに計算し、累計して累年の寄与分を求めた。(ただし収入保険が初めて導入された96年については便宜上、付保面積と保険料単価の寄与を同じとみなした。)

ため、おおむね先物市場への上場品目に対象が限られている。

収入保険は当初、1996年農業法における不足払いの廃止を背景として導入され、不足払いの代替としての役割が期待されていたが、実際には2002年農業法で不足払い型の直接支払い(CCP)が復活したために、収入保険と不足払い型の補助金の両者が並存することになった。さらに前述のとおり2008年農業法によって、収入保険を補完する性格を持つ収入ナラシ型の直接支払い(ACRE)も加わった。

収入保険は収入(単収と価格の積)の目減りを補填する点で収入ナラシと似ているが、より短期的な価格変動リスクに対応している。収入保険が販売されるのは毎年作付け前の時期である。収穫期を期限とする先物の価格を予想価格とし、既往の単収とあわせて収入の保証水準を算出する。収穫期に実際の収入水準がそれを下回れば保険金が支払われる^(注7)。つまり収入保険は作付け前から収穫期まで数か月の間における作物の値下がりリスクと、低単収リスクに対応するものである。

したがって、過去数年間の収入水準からの低下を補填する収入ナラシとは対応するリスクの性格が異なり、保証される収入の水準も異なるのであるが、両制度のリスク管理機能は厳密に分けられるわけではない。作付け期にはいずれの制度も保証収入水準が確定しているため、農業者からみればいず

れも収穫期までの短期的なリスクをヘッジする手段として機能しうる^(注8)。

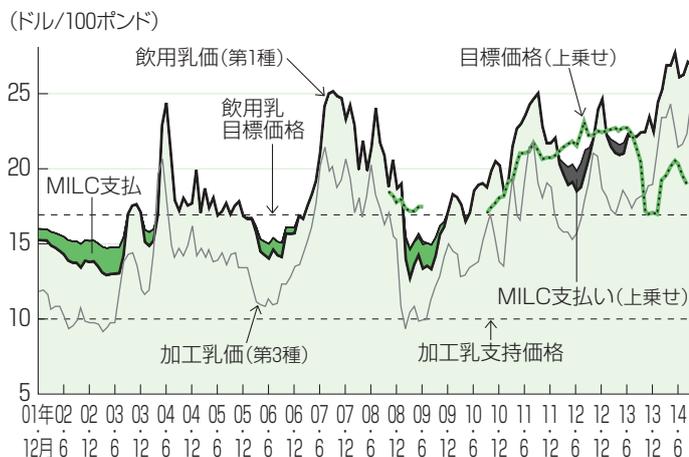
(注7) 収穫期の価格が予想価格を上回った場合、高い方の価格にあわせて保証水準を変更できる保険商品もある。

(注8) たとえば、議会予算局の予算推計(CBO(2014b))では収入ナラシ型支払いの拡充による作物保険の利用減少から、作物保険の補助金支出(14~18年)が1割以上減ると見込んでいる。

(6) 酪農プログラムも機能低下

既存の酪農プログラムには、乳製品の価格支持制度と、生乳の不足払いである生乳所得損失補償契約(MILC)があった(第4図)。前者は乳製品の買上げによって乳価が9.9ドルを下回らないよう維持するものである。後者はボストン地区の飲用乳価(第1種)が100ポンド当たり16.94ドル(以下「目標価格」という)を下回った月には、その差額の45%(時期によっては34%)を補填するものである。MILCは1経営当たり年間牛乳2,985千ポンド以内に限られており、中小経営向けの色彩が強い。

第4図 牛乳の旧補助金制度



資料 農務省データに基づき作成

(注) 目標価格とMILC支払いの上乗せは飼料価格の高値に連動。

ところが近年、乳価の上昇によって穀物等と類似の問題が生じた。乳価は支持価格を大きく上回って変動するようになり、酪農家は価格支持では価格変動リスクに対処できなくなった。また生産費も同様に上昇して経営収支を圧迫したが、その主因は飼料価格の高騰であった。従来の乳価に着目した政策ではこの事態に対処できないため、2008年農業法ではMILCに飼料価格を組み込んだ。すなわち全国平均酪農飼料費が100ポンド当たり7.35ドル（時期によっては9.5ドル）を上回った月には、その乖離率の45%だけ生乳の目標価格を引き上げる。不足払い型の支払いに、生産費の変動を常時反映させる仕組みが導入されたのである。

なお、このほかに農業法の枠外で連邦牛乳マーケティング・オーダー制度があり、地区別に買入乳価の下限を定めている。

3 2014年農業法による主な改正点

2014年農業法は、農産物の高値に対応するために2008年農業法で導入された各種施策を受けて、さらに改良を進めることになった。以下に述べるとおり、不足払い型支払いの保証水準引上げや、収入ナラシの郡別単収化および下限価格導入によって、農産物と生産費の高騰に応じたりリスク管理が可能となった。また、酪農プログラムについては直接的な目標を乳価か

ら「利幅」に転換した。

(1) 農業関連予算は割合低下、実質減少

2014年農業法の有効期間は18年9月30日まで（14-18財政年度）であり、5年間の予算は4,886億ドル（1年当たり1千億ドル弱）である（第2表）。

全体の80%は低所得者向けの食料援助が占めており、それ以外の20%が農業関連の予算である。食料援助は不況により受給者が増加したため、直近の2008年農業法と比べると予算が2倍強に増加し、農業法全体に占める割合も3分の2から5分の4に拡大した。それに対して農業関連の予算は若干増加したものの、物価上昇を加味すると実質的には減少している。

農業関連予算の内訳をみると、農業所得安定化政策（13%）と環境保全（5.8%）が大部分を占めており、それ以外は合わせて1%ほどに過ぎない。農業所得安定化政策の内訳には大きな変化がみられる。2008年

第2表 新旧農業法の予算推計値
(5年間分、制定時)

(単位 10億ドル, %)

	2008年農業法 (08-12年)		2014年農業法 (14-18年)		増減額
	予算額	構成比	予算額	構成比	
食料援助	189	67	391	80	202
それ以外(農業関連)	95	33	98	20	3
農業所得安定化政策	63	22	65	13	1.5
; 作物保険	22	7.7	41	8.5	19.6
; 農産物プログラム	42	15	24	4.8	△18.1
環境保全	24	8.5	28	5.8	4.1
その他	7.5	2.6	4.9	0.99	△2.6
農業法プログラム 総計	284	100	489	100	204.7
物価水準(GDP物価指数)	(98.8)		(107.8)		

資料 Johnson & Monke(2014, p.6)のデータに基づき作成
(注) 有効桁数の不足から合計は不一致。

農業法と比べて作物保険が2倍近くに拡大する一方、農産物プログラムが半分近く縮小した結果、両者の大小関係が逆転した。その最大の要因は、農産物の高値によって、保険料が上昇し、かつ不足払い型の直接支払いなど農産物プログラムの支払いが減ったためである。いまや作物保険(8.5%)は農産物プログラム(4.8%)の1.7倍に達している。

(2) 作物向けプログラムの組み替え

直接固定支払いは前述のとおり政治的な支持を失い、予算削減の目玉としてやり玉に挙がった。一方で農業界の関心は収入変動と価格下落対応に移っていたため、直接固定支払いを廃止して浮いた財源の一部を用いて不足払い型および収入ナラシ型の支払いや、酪農プログラムなどを大幅に増額することとなった(第3表)。

2節の冒頭で述べたとおり従来の農産物プログラムの構成は3階建て(販売支援融資、直接固定支払い、不足払い型支払いまたは収入ナラシ型支払い。収入保険を除く)であったが、直接固定支払いの廃止によって2階建てになった(前掲第1図)。米は既往制度における直接固定支払いの水準が目標価格対比でみて他の作物より飛びぬけて高かったため、今回の直接固定支払い廃止による影響がとくに大き

い。

プログラムの1階部分に相当する販売支援融資はおおむね従来どおりである。ただし、綿花の融資単価は市場価格に応じて年ごとに変化するようになり(直近2年間の世界市場価格平均値)、上限と下限が設けられた(それぞれ0.52および0.45ドル/100ブッシェル)。また個別農業者による販売融資利得と融資不足払いの受給額には全品目合計の上限が設けられたが、融資額と質流れには上限がない。

第3表 農業所得安定化政策の新旧基準予算
(2014~2018年合計)

(単位 百万ドル, %)

	基準予算額		増減額	増減率
	13年5月 時点 (2008年 農業法)	14.4 時点 (2014年 農業法)		
販売支援融資	425	631	206	48.5
直接固定支払い	22,690	4,936	△17,754	
不足払い型支払い	592	7,050	6,458	1,090.9
CCP	592	84	△508	
PLC	-	6,966	6,966	
収入ナラシ型支払い	3,579	5,857	2,278	63.6
ACRE	3,579	227	△3,352	
ARC	-	3,733	3,733	
農場ARC	-	1,897	1,897	
酪農プログラム	162	542	380	234.6
買入介入	25	66	41	164.0
乳製品価格支持	25	-	△25	
DPDP	-	66	66	
不足払い(MILC)	99	48	△51	
利幅保険(MMP)	-	428	428	
輸出補助金(DEIP)	25	-	△25	
市場喪失補償(MLA)	11	-	△11	
追加的農業災害支援	-	2,603	2,603	
作物保険	39,594	42,650	3,056	7.7

資料 議会予算局の予算基準額(CBO(2013, 2014))を用いて14~18年の値を集計し、作成した。ただし13年5月基準予算のうち酪農プログラムの部分はRandy(2014, p.16)による。

- (注) 1 2008年農業法に基づく最後の基準予算(13年5月)と、2014年農業法に基づく最初の基準予算(14年4月)を比較した。
2 不足払い型支払い、収入ナラシ型支払い、酪農における買入介入は筆者が追加した。
3 旧2008年農業法の各種支払いは、2014年農業法による一部延長等により15年まで続く。

2階部分に相当する2種類の直接支払い（不足払い型と収入ナラシ型）の選択制は維持されたが、次項以下で述べるとおり両者とも大きな改正があった。

また、これまで各農場における不足払い型と収入ナラシ型の選択は全作目一括であったが、今回は作目ごとの選択制となったため、農業者は作目によって両者を使い分けることができる。

(3) 不足払い型 (PLC) 支払いの保証 水準は大幅引上げ

不足払い型支払いは新たなPLC（価格下落補償）プログラムに移行した。

主な変更点は、補填の基準となる「参照価格」が大幅に引き上げられた（第4表）ことである。新しい参照価格は作目別生産費予測値の88%ないし89%に設定されており（プロマーコンサルティング（2013, p.21））、既往制度（CCP）の目標価格と比べると、ほとんどの作目で数十パーセント高まった。これまでは、80年代末から数年かけて引き下げられた後、02年の再導入以降はおおむね据え置かれていた（注9）。今回の引上げは80年代以来の本格的なものであり、これによって参照価格は不足払い型支払いの既往最高値を更新した。

PLCは作物の12か月平均全

国価格が参照価格を下回った場合に支払われる（第5図）。支払額の算出方法は以下のとおりである。

$$\text{PLC支払額} = (\text{参照価格} - 12\text{か月平均全国価格}) \times \text{支払単収} \times \text{基礎面積} \times 85\%$$

支払単収は過去実績に基づく。各農場における08-12作物年度の平均値の90%か、あるいは従来^(注11)のままにするかを作目ごとに選択できる。

支払対象面積は過去実績（基礎面積）の85%である。基礎面積は2008年農業法で定められた過去実績であるが、作目別の構成比は09～12年における作付面積に合わせて変更することができる。

さらに、PLCを選択した農家は新設の任意追加補償（SCO）保険を購入できる。SCO

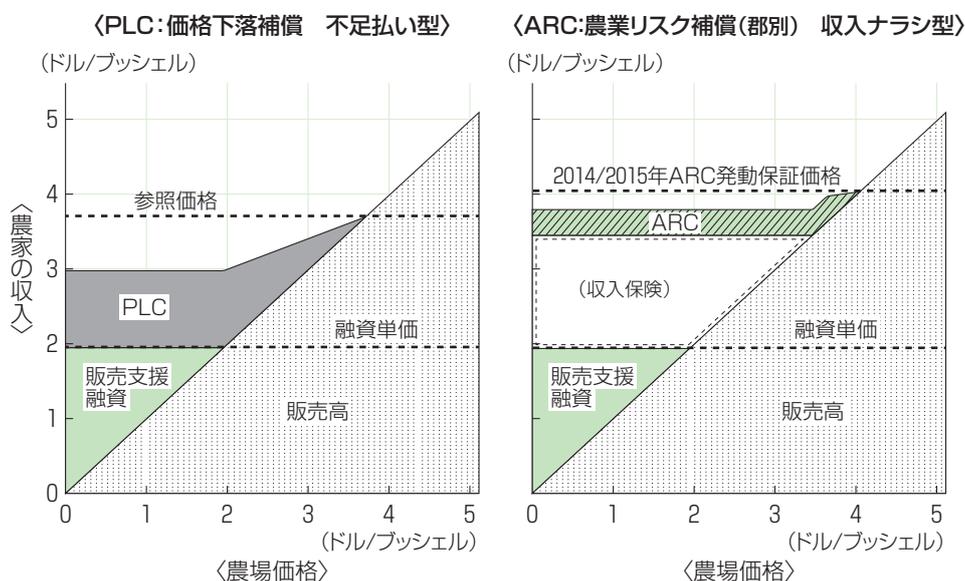
第4表 各種の政策価格と支払い単価

(単位 ドル)

	(単位数量)	融資単価	不足払い型支払い		(廃止) 直接固定支払い
			2008年農業法CCP 目標価格	2014年農業法PLC 参照価格	
トウモロコシ	ブッシェル	1.95	2.63	3.70	0.28
大豆	ブッシェル	5.00	6.00	8.40	0.44
小麦	ブッシェル	2.94	4.17	5.50	0.52
ソルガム	ブッシェル	1.95	2.63	3.95	0.35
大麦	ブッシェル	1.95	2.63	4.95	0.24
オート麦	ブッシェル	1.39	1.79	2.40	0.024
綿花	ポンド	0.45~0.52	0.7125	廃止	0.0667
米	100ポンド	6.50	10.50	14.00	2.35
落花生	トン	355	495	535	36
その他油糧種子	ポンド	0.1009	0.1268	0.2015	0.008
エンドウ豆(乾燥)	100ポンド	5.40	8.32	11.00	
レンズ豆	100ポンド	11.28	12.81	19.97	
小ヒヨコ豆	100ポンド	7.43	10.36	19.04	
大ヒヨコ豆	100ポンド	11.28	12.81	21.54	
羊毛(等級あり)	ブッシェル	1.15			
羊毛(等級なし)	ブッシェル	0.40			
モヘア	ブッシェル	4.20			
蜂蜜	ブッシェル	0.69			
砂糖キビ	ブッシェル	0.1875			
甜菜	ブッシェル	0.2409			
超長繊維綿花	ポンド	0.7977			

資料 Shields(2014, p.7)を参照して筆者作成
(注) 綿花の融資単価は2008年農業法では0.52。

第5図 トウモロコシの補助金単価
(2014/2015年)



資料 筆者作成

- (注) 1 PLCの支払い単収は08~11年平均値(更新を仮定)。
 2 ARC発動価格は基準価格×(基準単収/単収予測値)×0.86
 3 PLC, ARCとも基礎面積に対する支払い面積の割合(85%)を反映した。
 4 収入保険は農業者が任意で購入するもの。ここでの保証価格水準は(保険算出に用いられる)農務省予測価格の75%を仮定した。

は、農産物価格が高くても比較的軽微な減収に補償を提供できる点で収入ナラシに似ている。

(注9) 小麦や大麦などで10年に若干引き上げられた。

(注10) ただし、12か月平均全国価格が融資単価を下回る場合は、制度間の重複を 방지、販売支援融資制度を優先するために式中の「12か月平均全国価格」に代えて融資単価を用いる。

(注11) 98-01作物年度(2002年農業法による任意の更新)ないし81-85作物年度の平均値に基づく。

(4) 改良された収入ナラシ型支払い(ARC)

収入ナラシ型の支払いは全面改訂され、ARC(農業リスク補償)プログラムとなった。従来のACREプログラムと比較するとよりきめ細かくなり、また農場別単収に対応する農場ARCプログラムも利用できる(第5表)。

ARCプログラムで用いられる価格は全国価格、単収は原則として郡平均である(農場ARCとの対比では郡ARCとも呼ばれる)。旧ACREプログラムの単収は州平均値であったため、広大な州や地域差の大きな州では農場の単収と適切に連動しない場合があった。それに比べて郡平均単収は農場段階の作況に近い動きとなる。

ARC支払いは、実績収入が保証収入を下回った場合に差額が補填される。ただし支払い対象面積は基礎面積の85%である。保証収入は、全国価格と郡単収それぞれの5中3平均の積である基準収入の86%である。^(注12) 加えて支払額の上限は基準収入の10%であるため、結局は直近数年間の平均的収入と比べて14%減から24%減までの下落部分

第5表 新旧の収入ナラシ型直接支払い制度の比較

	2008年農業法	2014年農業法	
	ACRE	郡ARC	農場ARC
補填の対象	作目別の収入	(同左)	全対象作目の合計収入
選択の範囲	全対象作目一括	作目ごと	全対象作目一括
代償	融資単価(30%)と直接固定支払い(20%)の減額	SCOの利用不可	(同左)
実績収入	全国平均価格×州平均単収	全国平均価格×郡平均単収	全国平均価格×農場単収
基準収入	基準価格×基準単収	(同左)	{(基準価格×基準単収)の5中3平均×作付面積}の全対象作目合計値
基準価格	全国平均	(同左)	(同左)
算出方法	直前2年間平均	5中3平均	直前5年分の各値
基準単収	州平均	郡平均	農場別
算出方法	5中3平均	(同左)	直前5年分の各値
保証収入	基準収入の90% (ただし農場収入も下落が条件)	基準収入の86%	(同左)
補填限度額	保証収入の25% (=基準収入の22.5%)	基準収入の10%	(同左)
保証水準の下落軽減	保証収入の変更は年間10%以内	基準価格に下限 (=PLCの目標価格)	(同左)
対象面積	当年作付(全作目上限は基礎面積)	基礎面積(作目別の過去実績)	(同左)
支払割合	85%(2012~13年)	85%	65%
野菜・果実・ワイルドライス作付	原則不可	15%以下	35%以下

資料 筆者作成

(注) 保証収入はACREと郡ARCについては単位面積当たりであり、農場ARCについては当該農場の対象面積全体分。

(の85%)が補填される。

$$\text{ARC支払額} = (\text{基準収入} \times 86\% - \text{実績収入}) \times (\text{基礎面積} \times 85\%)$$

$$\text{基準収入} = \text{基準価格} \times \text{基準単収} < \text{価格, 単収とも5中3平均} >$$

こうしたナラシの仕組みは1, 2年間の一時的な収入変動は吸収できるが、中長期的な収入下落が生じた場合には、保証収入が低下していくため安定的な収入を確保できない。そこで、ARCでは作物の値下がり

に備えて基準価格に下限を設けた(PLCの参照価格を使用)。これによりARCはナラシでありながら不足払的な性格も兼ね備えることになったが、支払額の上限が基準収入の10%に限られているため、大幅な値下がりが生じた場合はPLCの方が有利である。

加えて農業者は全作物一括で農場ARCを選択することも可能である。農場ARCは、農場単収に基づく品目横断の収入ナラシを提供する。これは2008年農業法の災害支援策であった補完的収入支援支払い(SURE)を引き継ぐものであり、全対象作物の合計収入の落ち込みを補填する。農場単位の単収リスクの大きさを反映して、支払対象面積は基礎面積の65%に限られる。

また、ARCの対象面積がACREで採用された当年の作付面積から、過去実績である基礎面積に変更されたのは、農家の作付けへの影響やWTO農業協定との親和性に配慮したためとされる。とはいえ、ARCは当年の単収と価格に連動しており、デカップリングの程度は低い。

さらに、基礎面積のうち支払対象外の部分(郡ARCでは15%, 農場ARCでは35%)についてのみ、新たに野菜・果実・ワイルドライスの作付けが認められた。この作付制

限は農産物プログラム補助金を受給していない作目の生産者への悪影響を防ぐものである。

なお、これまでは収入ナラシを選択した場合は販売支援融資の融資単価などが引き下げられたが、新制度ではそうした規定はなくなった。ただし、軽微損失に対応する任意追加補償（SCO）保険は利用できない。

（注12）5中3平均は、直前5年間のうち最高値と最低値を除いて計算した平均値。オリンピック平均とも呼ばれる。

（5）綿花はWTO対応で収入保険へ

綿花については、既往の政策が世界価格を押し下げ不利益をもたらしていると主張するブラジルにWTO紛争で敗訴（05年に確定）した結果、ブラジルは農産物に限らず米国の知的財産権などを標的とする報復措置の発動が可能となっており、何らかの対応が迫られていた。^{（注13）}

今回綿花は不足払い型・収入ナラシ型の支払いを廃止し、それに代えて軽微損失に対応する収入保険（STAX）を導入した。また、販売支援融資については上記のとおり融資単価を（直近の世界価格に合わせた）変動型としたのであるが、これは綿花の融資不足払いが不足払い型から価格ナラシ型へ移行したことを意味する。全体に不足払い的な要素が払拭され、直接固定支払いの廃止と相まって中期的な値下がりに対する弱い弱性が増したといえよう。

（注13）販売支援融資と不足払い型支払い（CCP）は世界の価格を引き下げており是正が必要とされた。ブラジルは貿易歪曲的な綿花政策の是正を求めたが、2008年農業法では輸出補助金の見直

しにとどまり、米国は毎年ブラジルの綿花業界に補助金を支出することで報復措置の猶予を得てきた。また、このWTO紛争の裁定では、直接固定支払いは野菜・果実・ワイルドドライスの作付制限があるため、WTO農業協定で削減を免除される「緑の政策」には該当しないとされた（ブラジルはその後、不足払い型支払いも同様であると主張した）。さらに、同様のプログラムが適用される他の作目も潜在的には同様の問題を抱えている。

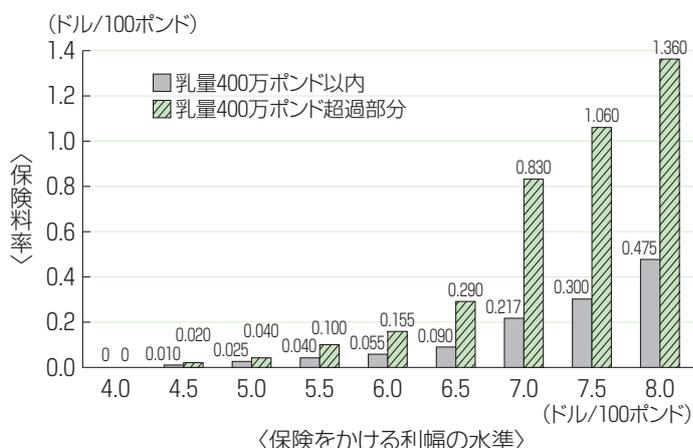
（6）利幅に着目した酪農プログラムの刷新

不足払い型のMILCと乳製品の価格支持は廃止され、新たに生乳の利幅保証プログラム（MPP）と乳製品寄付プログラム（DPDP）が導入された。廃止された制度はいずれも乳価を指標としていたのに対し、新制度はいずれも利幅（乳価－飼料費）を指標としている。飼料の高値に対する正面からの取組みといえよう。

従来、MILCなど酪農政策を巡っては、伝統的な東北部諸州の中小家族経営と、新興産地である南部や西海岸の大規模経営が対立していたが、両者とも上記のとおり乳価と飼料費が高騰するなかで苦境に陥り、歴史的な妥協と全国牛乳生産者連合（NMPF）による新制度の提案（10年）につながった。

MPPは一種の利幅保険^{（注14）}である。全米平均乳価から飼料費（トウモロコシ、アルファルファ、大豆ミールの全国価格に基づく）を差し引いた利幅が2か月続けて一定水準を下回った場合に、その差額が補填される。利幅の保証水準は100ポンド当たり4ドルから8ドルの間で選択でき、最低限の4ドルの保証は無料、それを上回る保証には保険

第6図 MPPの付保利幅と保険料率



資料 筆者作成

料がかかる（第6図）。また、付保率（保険のカバー率）は25%から90%の間で選択できる。

この制度はMILCと異なり、小規模経営と大規模経営の両方に配慮している。乳量が年間400万ポンド以内の場合は保険料率が優遇される一方、利用量には上限がない。

その一方、経営規模の大小にかかわらず、MPPの対象となる年間乳量枠（年次生産履歴（APH））を無制限に拡大することはできない。この枠は、11～13年のうちで各経営における最高の年間生産量を初期値として、それに14年以降の全国平均牛乳生産の増加を反映したものである。全国平均を上回る増産をした分はMPPの対象外となる。

MPPの保険料と支払額は以下のとおりである。支払対象となる乳量は、年間乳量枠の6分の1すなわち2か月分である。

$$\begin{aligned} \text{保険料} &= \text{保険料率} \times \text{付保率} \times \text{年間乳量枠} \\ \text{MPP支払額} &= (\text{保証利幅} - 2 \text{ か月間の平均利幅}) \times \text{付保率} \times (\text{年間乳量枠} \div 6) \end{aligned}$$

もう一つの新制度であるDPDPは政府に

よる介入買入れであり、乳製品を市場から隔離して需給均衡の回復を促進する。買い入れた乳製品は低所得者向けの食料援助に用いられる。DPDPが従来の価格支持と異なるのは、価格ではなく利幅が一定水準（100ポンド当たり4ドル）を下回ると発動されることである。いわば「利幅支持」である。1回の買入れは最長3か月であり、また国内価格が世界価格を一定以上上回ると買入れは

停止される。

法案の段階では、DPDPの代わりに「酪農市場安定化プログラム」が盛り込まれていた。利幅が低下した際にさらに酪農家の受け取る乳価を減額して増産意欲を削ぐものであり、財政支出を抑えながら需給均衡を速やかに回復させることが期待されていた。しかし乳価の上昇や減産を懸念する乳製品メーカーが、「供給管理政策」だとして強く反対したため、最終的には実現しなかった。そのため酪農プログラムの予算は当初予定よりかなり拡大した。

（注14） 2013年の下院法案では「酪農生産者利幅保険プログラム」という名称であった。ただし、MPPは国営の農産物プログラムの一環であり、作物保険とは別の制度である。

（7）作物保険の拡充

作物保険には上記のとおり、軽微損失を補償する上乘せ型の保険が2種類導入された。綿花専用の「積上所得保証保険（STAX）」と、PLC利用作目のための「任意追加補償（SCO）」保険である。いずれも郡平均単収

に基づく。STAXは既存の収入保険との併用を想定して設計されたが、単独での購入も可能である。保険料の80%が助成される。それに対してSCOは単収・収入いずれかの保険であり、既存の保険商品との併用が必須である。

また、落花生の収入保険と、米の利幅保険も導入される。

これらはいずれも直接固定支払いの廃止など作物プログラム見直しの対価という意味合いがある。

そのほかには既存保険の見直しや、天候インデックス保険の試行、各種保険商品に関する研究（食品安全性関連の損失保険、ナマズ養殖の利幅保険、家禽・豚の壊滅的事象保険、家禽の事業中断保険）などが実施される。

加えて、作物保険の利用者には一定の環境保全要件が課された。

4 新たな政策の意義

^(注15)
米国のバイオ燃料振興策を契機とする06年秋以降の作物の高値は今も続いている。この市場環境への適応が、2008年農業法と同様、2014年農業法にとっても基本的な課題である。

直接固定支払いはWTOとの親和性にもかかわらず、高価格下では農業所得安定化の観点から必要性が薄れたため維持できなかった。^(注16)

しかし、2014年農業法はこれを奇貨として、流動化した財源により、2008年農業法では不十分だった農産物の高値への対応を

進めた。その方向は、作物は収入変動と大幅な値下がりにも備える施策へ、酪農は飼料費の高騰に対処するため利幅に着目する施策へと要約できよう。

収入ナラシ型支払いに下限価格を設ける一方、不足払い型支払いには軽微損失保険を提供したことにより、農業者がいずれを選択した場合でも、主要作物には不足払い的な安定した補償と軽微損失補填の両方が提供されるようになった。リスク管理機能の総合化とでもいうべきであろう。

一方、利幅保険は収入保険に続く新たな方式であり、将来は対象品目が拡大する可能性がある。また乳製品の買入介入でも政策の目標が価格から利幅へ転換した。利幅を目標とする政策は画期的な試みであり、今後の展開が注目される。

翻って日本のナラシには中長期の価格下落に対する歯止めがない。しかも米には不足払いがなく、固定支払いも廃止の方向である。いずれも値下がりへの備えを強める米国とは対照的といえる。また日本の酪農や畜産は米国と同様かあるいはそれ以上に飼料の高値に苦しんでいる。利幅の確保を目標とする米国の酪農プログラムは飼料価格を織り込んでおり、参考になるのではないだろうか。こうした政策は、農業団体が原案を提出した酪農に限らず、農業界等ステークホルダーの意向を反映しつつ数年間をかけて形成された。日本でも農業の実情に即した十分な検討が求められているといえよう。

^(注15) 2010年以降はバイオ燃料向けのトウモロコ

シ需要が頭打ちとなっており、この構図は変わりつつあるように見える。

(注16) 対照的に、同じ時期に新しい農業政策を導入したEUやスイスは、米国よりも競争力が低いため、高価格の下でも経常的な生産費の補てんを必要としており、固定支払いを維持している。

<参考文献>

- Congressional Budget Office (CBO) (2014a) "CBO's April 2014 Baseline for Farm Programs", April 14.
- Congressional Budget Office (CBO) (2014b) Estimate of the effects on direct spending and revenues of the conference agreement on H.R. 2642, the Agricultural Act of 2014, as reported on January 27, 2014, January 28.
- Congressional Budget Office (CBO) (2013) "CBO's May 2013 Baseline for Farm Programs", May 14.
- Johnson, Renée & Jim Monke (2014) "What Is the Farm Bill?", CRS Report, RS22131, Congressional Research Service, July 23.
- Schnepf, Randy (2014) "Dairy Provisions in the 2014 Farm Bill (P.L. 113-79)", CRS Report, R43465, Congressional Research Service, May 6.
- Shields, Dennis A. (2014) "Farm Commodity Provisions in the 2014 Farm Bill (P.L. 113-79)", CRS Report, R43448, Congressional Research Service, March 28.
- Shields, Dennis A. (2014) "Crop Insurance Provisions in the 2014 Farm Bill (P.L. 113-79)",

CRS Report, R43494, Congressional Research Service, April 22.

- 平澤明彦 (2008) 「米国2008年農業法—バイオ燃焼と農産物価格高騰への対応—」『農林金融』(61巻) 9月号 (49~58頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0809ab1.pdf>
- 平澤明彦 (2012a) 「赤字削減委員会に提出された米国次期農業法の概要提案」『農中総研 調査と情報』(28号) 1月 (4~5頁). <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1201re2.pdf>
- 平澤明彦 (2012b) 「米国上下両院の次期農業法案」『農中総研 調査と情報』(32号) 9月 (4~7頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1209re2.pdf>
- 平澤明彦 (2013) 「米国下院における次期農業法案の否決」『農中総研 調査と情報』(37号) 7月 (4~5頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1307re2.pdf>
- 平澤明彦 (2014a) 「米国で「2014年農業法」が成立」『農中総研 調査と情報』(41号) 3月 (6~7頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1403re2.pdf>
- 平澤明彦 (2014b) 「欧米の農政改革と日本への示唆」『農中総研 調査と情報』(45号) 11月 (4~5頁) <http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1411re1.pdf>
- プロマーコンサルティング (2013) 「米国大統領選・連邦赤字削減を踏まえた米国次期農業法の議論の現状と方向性」『平成24年度海外農業情報調査分析事業(米州)報告書』, 第1部, 3月 (1~49頁)

(ひらさわ あきひこ)



各国の農業部門と農業関連産業からみる 東南アジアの成長

主事研究員 若林剛志

〔要 旨〕

本稿は、東南アジアの農業部門および農業関連産業の発展状況について、最近数十年間の各国別統計データを用いて論じたものである。

農業部門GDPは、各国とも年間3%ないしそれ以上の成長を遂げ、労働生産性と土地生産性はほぼ同じペースで上昇してきた。農業部門と密接な関係をもつ農業関連産業も、高い成長率を示している。

農業関連産業との取引において、全ての農民が取引に参加できる訳ではない。特に参加困難な小農が、取引機会を得るために必要な技術獲得等が可能となるような組織化の支援が求められる。これにより、農業関連産業の成長から恩恵を受け、貧困が削減されると同時に、所得格差の是正が図られる可能性がある。

農業部門と農業関連産業には、経済発展を続ける東南アジア諸国において、根強く残る貧困の削減と拡大しがちな所得格差の是正に必要な多くの情報が含まれている。継続的にこれらを確認することが求められる。

目 次

はじめに

1 東南アジアの社会経済概況

- (1) 各国の所得水準
- (2) 農業部門の比重の低下
- (3) 貧困率の低下
- (4) 所得分配の動き
- (5) 農村で高まる農業従事者数の割合

2 東南アジアの農業部門の発展過程

- (1) これまでの農業部門の発展過程
- (2) 収穫面積と単位面積当たり収穫量

(3) 労働生産性と土地生産性

(4) 農業部門の品目構成の変化

3 東南アジアの農業関連産業の成長

4 農業部門と農業関連産業の継続的な確認の
必要性

—おわりにかえて—

(1) これまでの成長

(2) 貧困削減と所得分配の是正へ向けた組織化
の可能性

(3) 農業部門に目を向け続ける必要性

はじめに

アジアの急速な経済発展が世界中の国々から注目を浴び、存在感を高めるなか、その一部である東南アジアの存在感も高まっている^(注1)。特に東南アジアへは工業やサービス部門に熱い視線がおくられている。その背景には、

- ①2015年までにASEAN全加盟国において域内関税が撤廃され、投資と人の流れが自由化されることで、経済統合が進み、ASEAN各国の経済的關係がますます密接となること、
- ②地域経済統合体としてのASEANの人口規模（6.5億人）は世界最大級であり、その数は28か国を有すEU（5.6億人）よりも多く、世界総人口の9%、アジア総人口の15%を占めること、
- ③今後様々な需要が想起される人口大国である中印の間にあり、物流の要衝でもあること、

等がある。いずれにしても投資先として、拠点配置先としてあるいは輸出入の相手先としての東南アジア経済圏のビジネス上の魅力は増し続けている。

東南アジアにおいて非農業部門の注目度が増しているなかでも、経済発展の基盤となる農業の現状を把握しておくことは依然意味がある。それは、主として労働力が相対的に豊富な資源である発展途上国においては、農業部門の生産性向上が経済発展の必要条件だからである。確かに全体として

みれば、東南アジアの農業部門自体は成長しているし、各国の貧困率は低下している。不平等度を示すジニ係数も顕著な悪化を示している訳ではないし、数値が改善されている国もある。

それでも農業部門の成長率は非農業部門と比べ低いことが多く、その農業が基盤となる農村にこそ貧困が根強く残っている。経済発展のなかで拡大しやすい所得格差も問題となってくる。

東南アジアの非農業部門に光が当たるようになってきていることは、経済の発展過程において根強く残る貧困や拡大しやすい所得格差を克服していくことが国家政策上重要な局面を迎えているということでもある。その際に、農業部門のみならず、農業部門の比重が高い農村から貧困や所得格差をなくし、均整のとれた経済発展を実現するかがその国の今後を大きく左右することとなる^(注3)。

本稿は、東南アジアの農業部門の現状や変容、そして農業部門と関係が深い農業関連産業の発展状況について、最近数十年間の各国別統計データを用いて分析する。農業関連産業を含める理由は、この産業の農業部門への波及効果が高いことが第一であるが、雇用を創出するなどの影響を及ぼすことも理由の一つである。

この分析は、各国農業部門の構造や変容を明らかにしていくための第一次的接近と位置付けておきたい。最も述べたいことは、たとえ農業部門の比重が低下しても、そして工業部門である農業関連産業をみる場合

でさえも、農業部門を確認し続ける必要性である。加えて、同部門の成長面のみならず、成長過程で拡大しがちな所得の分配面にも配慮することがますます要求されているということである。

以下の構成は、第1節で東南アジア諸国の社会経済概況を、第2節で農業部門の成長過程を確認する。その上で、第3節で農業と密接な関係をもつ農業関連産業の動向について取り上げ、第4節で総括する。

(注1) 本稿ではASEAN加盟10か国と東ティモールを合わせた11か国を東南アジアとする。この定義は国際連合の地域区分(South Eastern Asia)と一致している。

(注2) この点については、経済学者の間で意見が一致している。その理由の一つは、技術進歩による農業の生産性向上が産業革命の必要条件であったという一般理解にある。同様の趣旨の理論的説明としてMatsuyama (1992) がある。

(注3) 本稿では貧困問題を中心に扱わない。もちろん、貧困削減を伴う経済成長(Pro-Poor

Growth) は発展途上国の主要な課題であり、東南アジアでも同様である。

(注4) 農業関連産業には、フードシステムの川上から川下まで含まれ、生産資材の製造、食品製造、流通、小売等が含まれる。

1 東南アジアの社会経済概況

東南アジアの農業部門に焦点を当てる前に、まず東南アジア諸国の社会経済概況を概観する(第1表)。

(1) 各国の所得水準

(注5) 世界銀行の2013年基準の所得区分では、東南アジア11か国のうち高所得国が2か国、中所得国が7か国、低所得国が2か国となっている。中所得国はさらに高位中所得国と低位中所得国に分かれ、それぞれに2か

第1表 東南アジア諸国の社会経済概況

	世界銀行所得区分 (2013年基準)	人口	人口増加率	GNI	GNI/人	GNI/人 (PPP)	貧困率(PPP) <2ドル以下で暮らす人口比>		ジニ係数	
		百万人	%/年	10億ドル	ドル/人	ドル/人	% (カッコ内は年)		(カッコ内は年)	
東南アジア計		652	1.3
ブルネイ	高所得国	41	1.8
カンボジア	低所得国	15	1.6	13	880	2,360	75.2(94)	49.5(09)	0.383(94)	0.360(09)
インドネシア	低位中所得国	247	1.4	844	3,420	4,810	77.0(96)	43.3(11)	0.313(96)	0.381(11)
ラオス	低位中所得国	7	1.8	8	1,260	2,730	79.9(97)	66.0(08)	0.349(97)	0.367(08)
マレーシア	高位中所得国	29	1.8	286	9,800	16,530	11.0(95)	2.3(09)	0.485(95)	0.462(09)
ミャンマー	低所得国	53	0.7
フィリピン	低位中所得国	97	1.8	239	2,470	4,400	52.6(94)	41.5(09)	0.429(94)	0.430(09)
シンガポール	高所得国	5	2.5	251	47,210	61,100	0.425(98)
タイ	高位中所得国	67	0.5	348	5,210	9,430	20.5(96)	4.1(10)	0.429(96)	0.394(10)
東ティモール	低位中所得国	1	2.2	4	3,670	6,410	77.5(01)	72.8(07)	0.395(01)	0.319(07)
ベトナム	低位中所得国	91	1.0	124	1,400	3,440	85.7(93)	43.4(08)	0.357(93)	0.356(08)
アジア計		4,255	1.1
〈参考〉日本 高所得国		127	0.1	6,106	47,870	36,290	0.323(94)	0.329(06)
世界計		7,080	1.2	70,572	10,015	12,129

資料 世界銀行「World Development Indicators」、貧困率とジニ係数はアジア開発銀行「Key Indicators for Asia and the Pacific」

(注) 1 西暦のないものは2012年。

2 「世界銀行所得区分」について、1人当たりGNIが1,045ドルまでを低所得国(Low Income Economies)、1,046~4,125ドルまでを低位中所得国(Lower-Middle-Income economies)、4,126~12,745ドルまでを高位中所得国(Upper-Middle-Income economies)、12,746ドル以上を高所得国(High Income economies)と区分している。

国、5か国が区分されている。1人当たりの国民総所得（GNI）は、半分以上の7か国が低位中所得の上限である4,125ドル以下にとどまっている。

世界銀行は1人当たり国民所得の世界平均を10,015ドルと推計しており、東南アジアの中でその数値を上回る国は、シンガポールとブルネイの2か国である。これら(注6)の国の所得は東南アジアの中で突出して高い。他方で、カンボジアは880ドル、ベトナムは1,400ドルとなっており、国別の所得差は大きい。

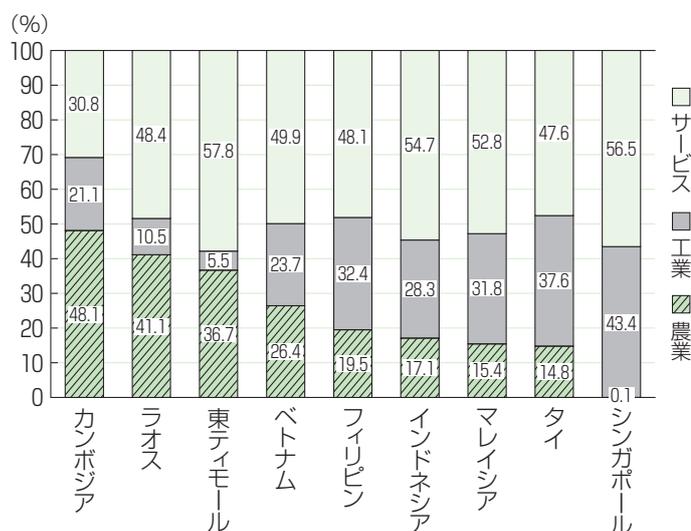
GNIの総額が最も大きいのはインドネシアの8,440億ドルである。これは同国に2.5億人が住んでおり、同国の人口が東南アジア全体(注7)の37%を占めることによる。人口数で第1位のインドネシアに第2位のフィリピン、第3位のベトナムを合わせると、4.3億人となり、東南アジア全体の66%がこの3か国の国民で占められることとなる。この人口の多い3か国は前述の世界銀行の所得分類では全て低位中所得国に区分されている。

(注5) 13年基準では、1人当たりGNIが1,045ドルまでを低所得国、1,046～4,125ドルまでを低位中所得国、4,126～12,745ドルまでを上位中所得国、12,746ドル以上を高所得国と区分している。

(注6) 国際通貨基金（IMF）はWorld Economic Outlook Databaseでブルネイの1人当たりGDPを推計しており、12年では40,402ドルとなっている。

(注7) 従って生産額など、規模を示す数値は主としてインドネシアに左右されやすいことに留意する必要がある。

第1図 東南アジア諸国の産業部門のGDPに占める割合（2011年）



資料 世界銀行「World Development Indicators」

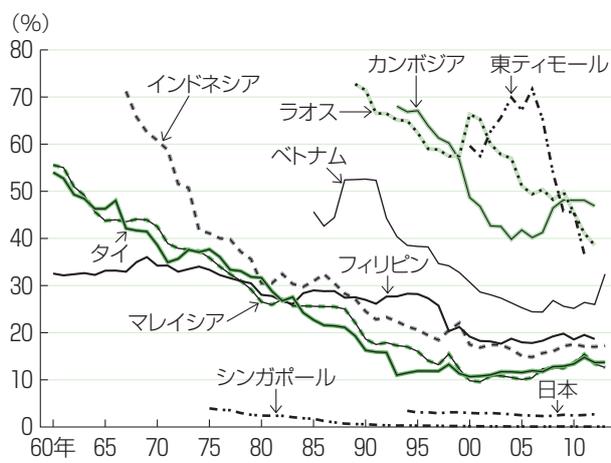
(2) 農業部門の比重の低下

第1図は産業部門別のGDPシェアである。ブルネイとミャンマーはデータの制約により除外している。図中の棒グラフは、左から農業部門のGDPに占める割合が高い順に並べてある。GDPに占める農業部門GDPの割合は、低所得国のカンボジアが最も高く、ラオスから右にインドネシアまでは低位中所得国が、その右に高位中所得国のマレーシアとタイが並び、世界銀行の所得区分に合わせ規則的に並んでいる。

このように、経済成長とともに農業部門のGDPシェアが低下することはよく知られており、発展段階の異なる東南アジア諸国間でも確認できる。

また、経済成長とともに農業部門のGDPシェアが低下する傾向は時系列でもみられる。第2図は、各国の農業部門のGDPシェアの経年変化を示したものであり、中長期的には低下する傾向が確認できる。

第2図 各国の農業部門がGDPに占める割合



資料 第1図に同じ

(3) 貧困率の低下

アジア開発銀行 (ADB) の統計により貧困率を確認すると、数値が算出されている全ての国で時間の経過とともに貧困率が低下し改善している (前掲第1表)。同時に、後に第3表で確認するように、東南アジアのGDP成長率は算出可能な全ての国で伸びている。経済成長と貧困に関する指標の低下の間に一定の正の相関があることおよびその要因については、多くの実証研究成果があり (Lipton and Ravallion (1995)), 東南アジアでも正の相関があることが表から推察される。

貧困削減には、特に農業部門の生産性向上が寄与するとされている (Timmer (2005), de Janvry and Sadoulet (2010) 等)。東南アジア諸国の貧困指標が改善傾向にあるなかでも、農業部門を継続的に確認する意味の一つがここにある。

(4) 所得分配の動き

貧困指標の低下や経済成長が必ずしも所

得分配の是正につながるとは限らない。ここではまずジニ係数を利用して各国の所得分配の状況を確認する (前掲第1表)。

各国の (おおむね95年前後から10年前後の) 2時点間におけるジニ係数の変化幅は、カンボジア ($\Delta 0.023$), マレーシア ($\Delta 0.023$), タイ ($\Delta 0.035$) 等となり、これらの国では係数が改善傾向にある。一方、インドネシア (0.068) やラオス (0.018) では悪化傾向にある。

経済成長と所得分配には、逆U字型の関係があるという仮説があり、かねてより議論されている。それと整合的に、中所得国ではジニ係数は高い傾向にある (IMF (2007))。上記の国々の変化幅を確認すると、中所得国であるインドネシアの変化幅が大きく、所得分配上の不平等度が高まっている可能性が示唆される。

次に、農業部門と所得分配の関係について述べておきたい。これまで農業部門の成長が所得分配の是正につながるという十分な実証はなされていない。しかし、一般的に農業部門従事者の平均所得は全体に比べ低い傾向があるので、非農業所得以上に農業所得が伸びれば、それが所得格差の是正につながるという論理は成り立つ。

また、農業所得に影響をあたえる生産物価格と生産資材価格の比である交易条件の改善も、投入産出量を一定とすれば、所得格差の是正に寄与する可能性がある。従って、分配面においても農業部門を軽視すべきではなく、同部門のGDP比が低下傾向にあるなかでも同部門を継続的に確認する意

味はある。

(注8) テー (2005) によれば、インドネシアのジ二係数は1964/65年0.35, 76年0.34, 87年0.32, 93年0.32, 95年0.34, 96年0.37とほぼ一定であったことが指摘されている。

(5) 農村で高まる農業従事者数の割合

総人口、農村人口および農業従事者数の3つについて第2表に増加率を示した。^(注9) これらの数値の特徴を確認すると、第1に総人口増加率は農村人口増加率より高くなっていることがわかる。これは表に示した全ての国、全ての期間において例外がない。定義上総人口から農村人口を引いたものが都市人口となっているから、都市人口の割合が高まり続けていることが確認できる。

第2に、東南アジア全体としては、農村人口増加率より農業従事者数増加率が高い。したがって、農村人口に占める農業従事者数の割合は高まっている。ただし、国別に

みれば例外もある。

農村人口と農業従事者数は、統計の対象範囲が異なる（特に後者は年齢層が限定されている）ため、一概には言えないものの、農村人口に占める農業従事者数の割合が高くなる要因の一つとして想定されるのは、農業従事者が非従事者より農村に残る割合が高いことである。都市に若い労働力が吸収され、相対的に年齢の高い者が農業に従事し続けるという世界中で確認される傾向が、この数値の高まりにあらわれている可能性がある。

統計上、農村人口も農業従事者数も減少傾向にあるのは、農業部門が極端に小さいブルネイ、シンガポールを除けばマレーシアのみである。マレーシアは1982年以降増加率がマイナスとなっている。後掲第3表で確認するように農業部門の成長率は2%台を維持しているから、労働生産性が伸び

第2表 東南アジア諸国の人口とその増加率

(単位 百万人, %/年)

	総人口				農村人口	増加率				農業従事者数	増加率			
	12年	増加率				12	増加率				12	増加率		
		62~12	82~12	02~12			62~12	82~12	02~12			62~12	82~12	02~12
東南アジア	611.5	2.0	1.7	1.3	334.9	1.2	0.7	0.2	142.5	...	1.2	0.5		
ブルネイ	0.4	3.1	2.4	1.8	0.1	1.5	0.6	0.0	0.0	...	△100.0	△100.0		
カンボジア	14.9	1.8	2.6	1.6	11.9	1.6	2.3	1.4	5.2	...	2.6	2.0		
インドネシア	246.9	2.0	1.6	1.4	119.8	0.8	0.1	△0.1	50.0	...	1.4	0.5		
ラオス	6.6	2.2	2.3	1.8	4.3	1.5	1.3	0.2	2.6	...	2.6	2.8		
マレーシア	29.2	2.5	2.4	1.8	7.8	0.4	△0.2	△1.1	1.5	...	△1.0	△1.7		
ミャンマー	52.8	1.7	1.3	0.7	35.3	1.4	0.8	△0.1	20.7	...	1.6	0.9		
フィリピン	96.7	2.5	2.2	1.8	49.3	1.9	1.6	1.6	13.6	...	1.2	0.5		
シンガポール	5.3	2.3	2.5	2.5	0.0	0.0	...	△6.7	△4.0		
タイ	66.8	1.7	1.0	0.5	43.8	1.3	0.7	0.0	18.0	...	0.0	△1.0		
東ティモール	1.1	1.5	2.1	2.2	0.8	1.1	1.6	1.6	0.4	...	1.8	3.1		
ベトナム	90.8	1.9	1.5	1.0	62.0	1.5	1.0	0.1	30.6	...	1.6	1.0		
アジア	4,254.5	1.8	1.6	1.1	2,302.9	1.1	0.6	△0.1	1,030.3	...	1.0	0.4		
(参考)日本	127.3	0.6	0.3	0.1	10.3	△2.3	△3.3	△7.8	1.2	...	△5.0	△6.3		
世界計	7,080.1	1.6	1.4	1.2	3,352.0	1.0	0.7	0.2	1,325.0	...	0.9	0.5		

資料 FAO[FAOSTAT]

ていることが想定される。タイは、02年から10年の間に農村人口の伸びが止まり（0%）、農業従事者数は減少に転じた。タイも農業部門の成長率はプラスであり、今後農業部門の成長率以上に労働生産性成長率が高まることが想定される。

(注9) 農村人口 (Rural Population) は各国の定義に依存している。農業従事者数 (Economically active population in agriculture) は農林水産業に従事する者の数である。また、農村および総人口は全年齢が対象となるが、農業従事者数は従事者であるから若年層等に含まれないものがある等の違いがあることに留意する必要がある。

2 東南アジアの農業部門の 発展過程

(1) これまでの農業部門の発展過程

第3表は東南アジア諸国のGDPと農業部門の年平均成長率を示している。^(注10) 統計の制約上、それぞれ利用できる期間が10年間から50年間までと大きく異なるものの、一見して明らかなのは東南アジア各国はどの国もGDP成長率が高かったということであ

第3表 東南アジア諸国の農業部門成長率

(単位 %/年)

	対象期間 (年)	GDP 成長率	農業部門 成長率	農業部門 成長率 (93~11年)
カンボジア	93~12	8.2	4.5	4.5
インドネシア	60~13	5.9	3.3	2.8
ラオス	84~12	7.0	4.0	4.1
マレーシア	70~13	5.7	2.9	2.2
ミャンマー	65~04	4.5	4.2	…
フィリピン	60~12	3.8	2.9	2.6
シンガポール	75~13	6.7	△2.7	△2.4
タイ	60~13	6.7	3.4	2.5
東ティモール	00~11	4.5	4.4	…
ベトナム	85~13	5.5	3.7	4.0
〈参考〉日本	94~12	0.7	△0.9	…

資料 第1図に同じ

(注) 成長率は2005年基準で実質化された数値。

り、多くの国が5%を超えるGDPの伸びを経験していることである。

第2に農業部門はおおむね3%程度からそれ以上の伸びを示してきたものの、同部門の成長率はGDP成長率に比べ低いという事実である。すなわち工業部門とサービス部門を合計した非農業部門成長率が農業部門を上回り、農業部門のGDPに占める割合は低下してきたということである。

第3に農業部門の成長率は低下傾向にあるということである。50年程度の長期の成長率を算出できるインドネシア、マレーシア、フィリピン、タイの対象全期間成長率は、93~12年の成長率と比べいずれも高い。

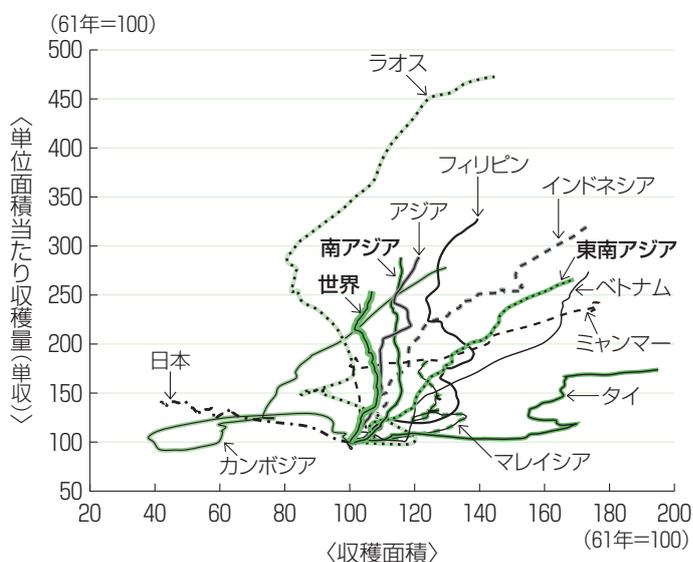
農業部門が極端に小さいシンガポールと農業部門の成長率算出期間がほぼ重複しているカンボジアを除くと、ラオスとベトナムで全期間の成長率に比べ93~12年の成長率が高くなっている。いずれも80年代後半以降市場経済化を進めてきた国であり、前述した1人当たりGNIの水準は東南アジア諸国の中で比較的 low、後発の発展途上国とみなされている国である。両国では、高い技術の導入が93年以降の成長率の高さに影響を及ぼしたと推察される。

(注10) 農業部門が小さいシンガポール、東ティモールおよび同部門の統計が不十分なブルネイについて数値を示すことはあるが、言及はしない。

(2) 収穫面積と単位面積当たり収穫量

第3図は61年から13年にかけての収穫面積の増減と、穀物の単位面積当たり収穫量(以下「単収」という)の関係を確認したものである。東南アジア各国とその合計に加

第3図 穀物の収穫面積と単収の推移
—1961～2013年(61年=100)—



資料 第2表に同じ

えて、世界、アジアおよび南アジアの合計を示した。

世界全体とアジア全体、それに南アジアはそれぞれ似た動きを示している。南アジアの収穫面積はアジアの約4割を占めるので、アジア全体と同じ動きを示すと考えることもできる。これらの地域の特徴は、収穫面積はそれほど増加していないのに対し、単収は1961年と比べ2.5倍から3倍に増大している点である。

これらと比べ、東南アジア全体の動きは異なっている。東南アジアの単収は61年に比べ2倍強となっているが、収穫面積も1.7倍に増えている。単収に関しては、東南アジアの複数の国が60年代後半から「緑の革命」を経験し、主として稲の生産量が増加したことが知られている。^(注11)

収穫面積に関しては、その6割がインドネシア、タイ、ベトナムの3か国で占めら

れており、それらの国の収穫面積が伸びていることが大きく影響を及ぼしている。東南アジアは、アジア全体や南アジア地域と比べ、単収の伸びだけでなく、収穫面積を拡大することによって生産量を拡大してきたということができよう。

ちなみに日本は、作付延べ面積が野菜等を含んでも半分程度にまで減少してきたこと、穀物のうち水稻の単収が61年から13年の間に1.4倍にとどまったことから東南アジア諸国とは大きく異なる動きをしている。

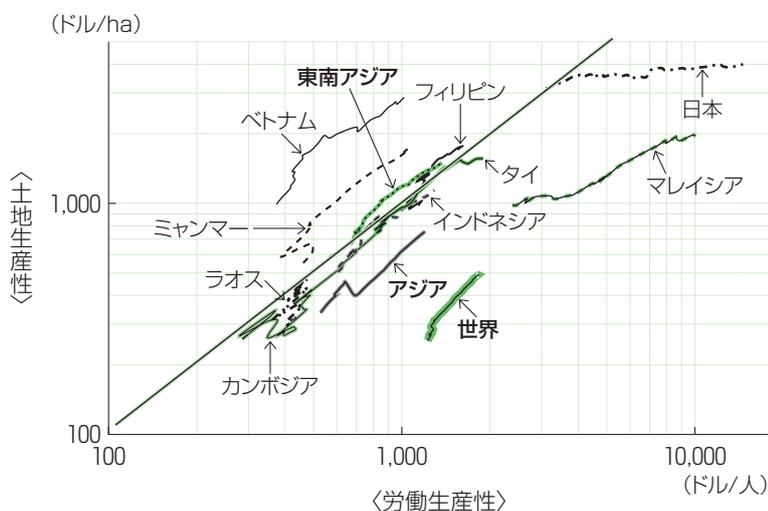
(注11)「緑の革命」については国内外に多くの文献がある。ここでは緑の革命の経験とその後について、東南アジア農業の中心でありかつ同地域の主食である米に関する示唆に富む議論を展開している菊池(2005)とそれへの古家(2005)のコメントを挙げておく。

(3) 労働生産性と土地生産性

80年以降の農業部門の発展過程を労働生産性と土地生産性(それぞれ農業生産額を農業従事者数あるいは農地面積で除したもの)の2つに焦点をあて確認したのが第4図である。^(注12)

まず世界全体では、労働生産性の伸びより土地生産性の伸びが高い。それは45度線以上に傾きが急であることから読み取れる。また、労働生産性と土地生産性の伸びが同じであることは、農業従事者当たりの農地面積(以下「土地装備率」という)が一定であることを示している。傾きが45度以上となることは、土地装備率の低下を意味している。すなわち世界全体としてみれば農業

第4図 労働生産性と土地生産性の推移
(1980～2012年, 両対数目盛)



資料 第2表に同じ

(注) 労働生産性は農業生産額/農業従事者数, 土地生産性は農業生産額/農地面積。農業生産額は, 2005年基準で実質化された数値を用いている。

従事者1人当たりの農地面積は減少しているのである。

アジア全体ではどの時点においても, 世界全体より労働生産性が低い一方, 土地生産性は高い。また, 土地装備率には大きな変化がなかったと言ってよい。

東南アジアはアジア全体と同様, 世界全体と比べると労働生産性は低く, 土地生産性は高い。しかし, 東南アジアはアジア全体と比べれば, どの時点においても労働生産性および土地生産性が高かったことが確認できる。そしてアジア全体と同様, 両者がほぼ同じペースで伸びてきた。つまり土地装備率には大きな変化がなかった。その土地装備率は, 世界全体よりも東南アジアで低い(すなわち左上方にある)ことが確認される。

個別の国で特徴的なのはマレーシアである。マレーシアは他の東南アジアの国々と

比べ土地生産性が高く, 労働生産性も明らかに高い。マレーシアは図の右方へ向けた動き, すなわち傾きが1未満となってきたおり, 土地生産性の伸び以上に労働生産性が伸びていることを示している。

一方, 土地生産性の伸びに比べ労働生産性の伸びが緩やかだったのはフィリピンである。したがって, フィリピンの土地生産性と労働生産性の伸び方は世界全体に似た動きをしている。世界銀行の統計

によれば, 80年から12年の間に農地面積の増加率は0.5%であり, 東南アジア諸国の中ではタイの0.1%に次ぎ伸びが低かった。これに対し, 同期間の農業従事者数の増加率は1.3%であったことが影響している(タイは0.2%)。

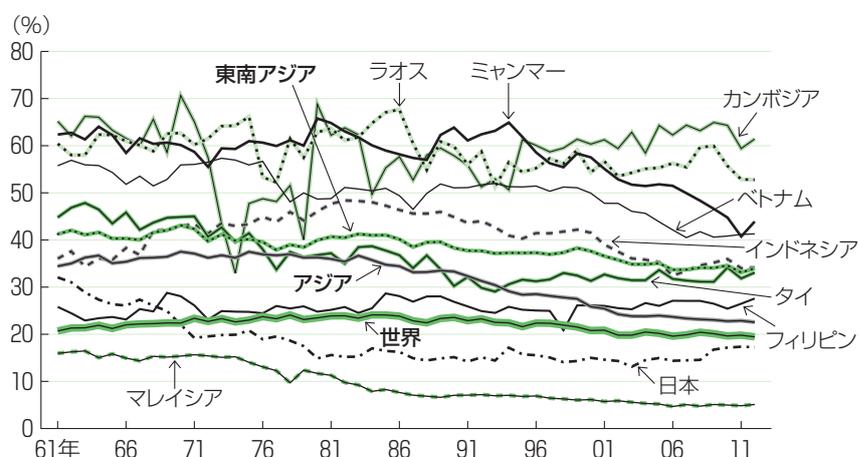
土地装備率にあまり変化がなかったなか, 各国の推移が右肩上がりとなっているのは, 生産性の向上, 言い換えれば農地面積と農業従事者数の伸び以上に農業生産額が増加してきたからである。生産額は, 新たな技術や生産構造の変化により増加し, それが人口の増加とともに増え続けた農村人口や農業従事者数を支える構図があったと言えよう。

(注12) 80年以降としているのは, 農業従事者数の数値取得の制約による。

(4) 農業部門の品目構成の変化

最後に農業部門の発展過程のなかで確認

第5図 穀物生産額が農業生産額に占める割合



資料 第1図に同じ

される品目構成の変化について確認する。第5図は農業生産額に占める穀物の割合の変化を示したものである。

世界全体では61年の20.7%から12年には19.4%とそれほど変化していないものの、アジアや東南アジアでは穀物の割合が低下しており、東南アジアでは61年の41.2%から12年には34.0%に低下している。特に農業のGDPに占める比重が低下し、高位所得国となったタイやマレーシアでは相対的に大きく低下してきた。

本稿のように農業生産額を用いて農業部門内の品目別生産額の変化を確認する場合、経済発展とともに穀物や塊茎類に比べ野菜、果物、卵肉、酪農等の品目に高い成長が確認され、それらの品目のシェアが高まる傾向があるといえよう。

3 東南アジアの農業関連産業の成長

一般的に経済の発展とともに食料支出に

占める加工品支出の割合が上昇し、食品産業等の農業関連産業が成長する。

東南アジアでもこの傾向は確認される。例えばインドネシアでは、経済発展とともに穀物中心の食料消費から付加価値の高い食品に比重が移っている。World Bank (2008) によれば、インドネシアにおける1人当たりの食費に占める穀物および塊茎類への支出割合が81年には39%であったのに対して、05年には22%に低下している。その一方で加工食品への支出割合は6%から22%に上昇している。

後者の食品産業等の農業関連産業について、World Bank (2008) では「(GDPに占める) アグリビジネスの割合は、経済発展とともにGDPの20%以下から30%以上まで上昇し、経済の産業化が進むにつれて低下し、アメリカでは13%となっている」と述べられている。この説明のなかでインドネシア、マレーシア、タイの状況が示されており、各国の農業関連産業がGDPに占める割合はそれぞれ30%以上となっている。

第4表 食品産業の経済全体に占めるシェア

(単位 %、%/年)

	食品産業 付加価値率 (05年)	食品産業 付加価値額 増加率	
ブルネイ	0.1	-	...
カンボジア	2.5	-	...
インドネシア	7.0	90~09年	4.8
マレーシア	1.9	90~10	6.6
フィリピン	-	90~08	0.9
シンガポール	0.5	-	...
タイ	5.8	90~06	8.7
ベトナム	3.4	-	...
(参考)日本	0.3	94~10	3.1

資料 食品産業付加価値率は、ADB「Input-Output Tables for Selected Economies in Asia and the Pacific: Outputs and Data」(2014年10月22日アクセス)、食品部門付加価値額増加率はWorld Bank「World Development Indicators」。

(注) 増加率について、各国の時系列数値に欠損値もあることから数値の解釈には注意を要する。

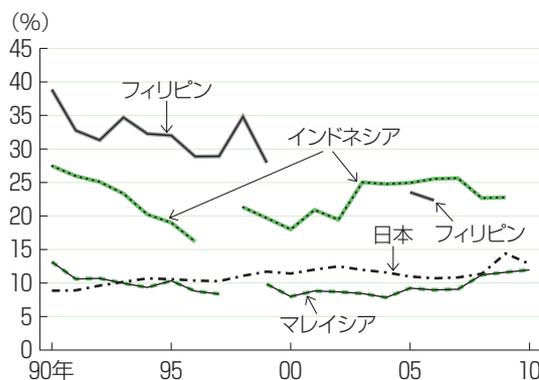
本節では農業関連産業に焦点をあてるものの、統計上の制約から以下では食品、飲料およびタバコを対象として論じ、それらを総称して食品産業とする。

東南アジアには中所得国が多く、経験上これらの国ではGDPに占める農業部門の比率が低下する一方、農業関連産業が伸びてくる傾向がある。第4表は食品産業の付加価値率（食品産業の付加価値額が総付加価値額に占める割合）と同産業の付加価値額増加率を示したものである。

05年時点の食品産業付加価値率はインドネシアで高く（7.0%）、それにタイ、ベトナムが続いている。これらは全て中所得国に分類されている。

食品産業の付加価値額増加率は、主にASEAN創設時の加盟国（いわゆるASEAN 4）の数値を利用できる。各国で対象期間は異なるが、90年から最近までの成長率で最も高いのはタイの8.7%であり、マレーシア、インドネシアが続いている。フィリピ

第6図 工業部門に占める食品産業部門の割合



資料 第1図に同じ

ンを除くこれら3か国の成長率は、時期は少しずれるものの第3表で確認した農業部門の成長率より高くなっている。

工業部門の成長率は概して農業部門より高く、経済発展とともに工業部門が各国経済のなかで厚みを増す。工業部門内における食品産業のシェアを示したのが第6図である。中長期的な経年変化を確認できる国は少ないが、マレーシアやインドネシアでは比較的安定して推移しており、工業部門の発展に比例した食品産業の発展が確認できる。

(注13) ここでのアグリビジネスは、フードシステムの川上から川下まで含む概念としてとらえられている。

4 農業部門と農業関連産業の継続的な確認の必要性 —おわりにかえて—

最後に、既に研究者のコンセンサスとなっている農業部門の生産性向上が貧困削減に寄与すること、依然十分な実証はされていないものの、中所得国で拡大しがちな所

得格差の是正においても農業部門の生産性が鍵となることを念頭に置いて、あらためて農業部門を確認し続ける必要性について整理する。

(1) これまでの成長

ここまで本稿では、東南アジアの農業部門と、農業関連産業の一部である食品産業の数値を確認してきた。対象期間中、農業部門GDPは、各国ともおおむね3%/年ないしそれ以上の成長を遂げてきた。農業生産額を基準とした労働生産性と土地生産性は、労働と土地が増加するなかでも、右肩上がりで上昇してきた。労働や土地の伸びを上回る生産額の伸びの要因には、穀物の単収が50年間に2倍強となる等新たな技術の導入や、付加価値型の品目の比重が増すといった品目構成の変化があった。

第3表に示した対象期間中は、全ての国で農業部門を上回る非農業部門の成長が確認された。経済発展とともに農業部門の比重は低下する一方、非農業部門は上昇し、存在感が高まっていく傾向がある。東南アジア諸国ではASEAN4を中心に工業部門に厚みがあり、それぞれ農業部門が2割未満となるなか、工業部門は3割程度を構成している。

経済発展のなかで農業関連産業の比重が増す時期がある。これと同時並行的に、食料支出に占める加工品支出の割合が高まる傾向がある。こうした需要変化にあわせて農業関連産業が伸びてくると、農業関連産業が原料や商品の調達先とする農業に影響

を及ぼす。産業連関表が示す波及効果はもちろんのこと、もし農業者が直面する交易条件が改善されるような取引が可能となれば、農業者は経済的恩恵を受ける。すなわち、農業者は農業関連産業の需要を満たしながら農業部門以上に成長する産業から恩恵を受けることが可能となる。

(2) 貧困削減と所得分配の是正へ向けた組織化の可能性

既に述べたように、貧困の削減と農業部門の生産性向上とに密接な関係があることから、政策立案者にとって農業部門を確認し続けることは国民生活の改善の上で不可欠である。さらに農業関連産業の動向も農業部門への高い波及効果があり、農業者に大きく影響を及ぼすことから確認する意味がある。

そもそも農村の貧困削減について、経済成長からのおこぼれ(Trickle Down)への依存と貧困層をターゲットとした政策介入という対極する2つの考えがある。資源配分の効率性の観点から、経済成長への依存が優れているかもしれないが、その場合貧困層がその恩恵を受けるまでに多くの時間を費やす可能性がある。特に所得格差が大きく、その是正が進まない国ではその可能性が高まる。

貧困層は概して先進的な技術に乏しく、資産は少ない。貧困層がその状況から抜け出すにはいくつもの困難がある。^(注14)もちろん、交易条件が改善され農民の所得がかさ上げされることは重要であるが、これとは別に、

経済成長過程のなかで貧困層が恩恵を受けようとする経済活動に参加させることも重要である。このために実施される手段の一つが組織化である。本稿が取り扱ってきた農業部門と食品産業部門との関係では、これから伸びる食品産業部門との取引において、全ての農民が平等に機会を得られるような農民の組織化が、貧困削減と所得分配の是正手段の一つとなる。

それは以下のような理由による。概して、農業の川下では品質の安定や供給量の安定が求められる。その時、川下で求められる水準に農民、特に小農の水準を引き上げることを目的に農民を組織化し、品質向上のための指導や一定の規格品をまとめて供給できる体制を構築することは、取引の機会を与えるという点で意味があろう。

例えば、これまで食品製造業の取引先は、効率的な投資が可能な大規模農業経営層に偏りがちだったが、農民の組織化により、小農にも農産物取引市場への参加機会が得られるかもしれない。^(注15) そうした取引に参加すれば、農業関連産業の成長からの恩恵を時間差なく受けることが可能となる。このことにより経済成長のなかで貧困が削減されると同時に、所得格差の是正が図られ、資源配分の効率性も高まるという効果が得られる可能性がある。

(注14) 貧困層が貧困から抜け出せない要因についても多くの文献がある。例えば資産がなく、事業を成功に導くために必要な資金調達ができないこと、そのために労働市場に労働供給することを余儀なくされ、それが賃金率低下を招く(Banerjee and Newman (1993)) 等がある。また、BanerjeeはBanerjee and Dufro (2011)

を執筆している。貧困層の経済行動を考えるには同文献も参考になる。

(注15) もちろん組織化には負の側面もある。社会的には共謀や汚職が起こりやすく、地域の有力者等によって私物化されることもあり、公正性を保つのは容易なことではない。経済的には規模の経済が存在する場合に特定地域での組織化ではその恩恵を享受できないこと、規模を追求した組織化後の力関係を考慮し、それへの対応が容易ではないこと等がある。

(3) 農業部門に目を向け続ける必要性

経済の進展、技術進歩の速度は速い。そうした変化のなか、農業部門の品目構成は主食となる穀物を中心とした食料の確保から付加価値型の農産物生産に移り変わっている。そして、生鮮農産物だけでなく、多くの加工品を消費者が購買するようになっており、それらの需要は今後も引き続き増大することが見込まれる。そして農業部門の比重が低下していく過程で、農業と疎遠になった人々の関心は農業よりもむしろ農業の川下、すなわち農業関連産業へ移っていくこととなる。

農業から川下が中心となる農業関連産業の成長率は農業部門より高い。しかし、土地装備率に大きな変化がないなか、現存する小農は、適切な支援がなければ農業関連産業の成長が農業部門にもたらす恩恵を受けられず、経済的弱者としてとり残されるかもしれない。典型例の一つは、小農が食品製造業や小売業者の求める規格や安定供給に対応できず、所得向上の機会を失うことである。

もちろん、インフラ整備等の農民に等しく浸透する支援は農業部門の発展に寄与す

るであろう。これに加え、小農を含めて農民に等しく機会が与えられるような支援も必要であり、この時農業部門の分配面での状況確認をすることは有益であろう。

継続的に農業部門を確認し、注意の目を向け続けることは、現実に農村に多くの人が住み、農村人口は統計上増加していること、農村に貧困があること、農村の基盤的産業である農業の生産性向上は貧困削減に寄与することから依然求められることである。

さらに、農業部門と関連が深く、GDPの2割から3割をも占めるようになる農業関連産業を確認することも求められる。成長著しい同産業との生産物の取引や取引する生産者の属性が、農業部門の生産性や所得格差に影響を及ぼすからである。冒頭で、経済発展を続ける東南アジア諸国において、根強く残る貧困の削減と拡大しがちな所得格差の是正が、国家政策上重要な局面にあることを述べた。農業部門と農業関連産業には、これらに必要な多くの情報が含まれているのである。

<参考文献>

- ・菊池眞夫 (2005) 「熱帯モンスーン・アジア稲作農業の50年」 泉田洋一編『近代経済学的農業・農村分析の50年』農林統計協会
- ・古家淳 (2005) 「灌漑投資の実効性」 泉田洋一編『近代経済学的農業・農村分析の50年』農林統計協会
- ・テー・キアン・ウィー (2005) 「スハルト体制下のインドネシア経済」(半田晋也訳) 安場保吉編著『東南アジアの社会経済発展論—30年の進歩と今後の課題—』勁草書房
- ・Banerjee, A. and Newman, A. (1993) "Occupational choice and the process of development", *Journal of Political Economy*, Vol.101 No.2, pp274-298.
- ・Banerjee, A.V. and Dufro, E. (2011) "Poor Economics: A Radical Rethinking of the Way to Fight Global Poverty", *PublicAffairs* (アビジット・V・バナジー/エスター・デュフロ (2012)『貧乏人の経済学—もういちど貧困問題を根っから考える—』みすず書房)
- ・IMF (2007) "World Economic Outlook: Globalization and Inequality", IMF.
- ・de Janvry, A. and Sadoulet, E. (2010) "Agricultural Growth and Poverty Reduction: Additional Evidence", *World Bank Research Observer*, Vol.25 No.1, pp1-20.
- ・Lipton, M. and Ravallion, M. (1995) "Poverty and Policy," in J.Behrman and T.N.Srinivasan eds., *Handbook of Development Economics*, Vol.3 (B), North Holland.
- ・Matsuyama, K. (1992) "Agricultural Productivity, Comparative Advantage, and Economic Growth," *Journal of Economic Theory*, Vol.58, pp.317-334.
- ・Timmer, C.P. (2005) "Agriculture and Pro-Poor Growth: An Asian Perspective", Center for Global Development Working Paper No.63.
- ・World Bank (2008) "World Development Report: Agriculture for Development", World Bank.

(わかばやし たかし)



グローバル化の下での 農業政策における農業協同組合の役割

国際協同組合同盟(ICA)は、日本政府の規制改革会議が5月に示した農協組織の改革案に反対する声明を6月に発表し、その上で日本に「連携・調査団」を派遣することを決定した。「連携・調査団」はICAのグリーン会長(英国)、ローリー理事(米国)と私の3人で構成され、私は日本の現状を調査確認するため9月1日から3日まで日本を訪問し、その調査結果を10月にカナダのケベックで行われた第2回国際協同組合サミットで、ICA役員会に報告した。

ここでは、9月の調査で印象的であった日本の農協の特徴と取組みの方向、そして農業者の代表組織としての農協と政府が改革の方向を共有する必要性について述べたい。

1 日本の農協は、多くの先進国に現在みられる特徴とは異なる歴史的な組織を維持している。

欧州から来てまず私が注目したのは、その法的組織体系(単協、県連合会、分野別連合会及び全国中央組織)である。それは20世紀の初めにフランスやドイツに存在した組織体系と類似のものであり、FAO(国際連合食糧農業機関)が第2次世界大戦後に発展途上諸国に対して推奨したタイプの組織体系であった。

このタイプの協同組合組織では、地域的な組織の方が生産品目別の組織(穀物や肉など農産物の種類によって区分された組織)よりも優先し、地域の中に品目別組織が内包される構造を持つ。そのような組織形態は、農村人口が大多数を占め、農産物が価格や品質で海外との競争下でない段階ではきわめて適格的であろう。

しかし、経済発展の過程で生じた農村・都市の社会構造の変化、人口移動と所得格差の拡大等のなかで、農協は地域の一律的で小規模な農業者の域を越えて多様化する農業者への対応も同時に求められるという、困難な課題に直面する。

数は少なくとも環境変化を見越して発展しようとする農業者に手厚く支援の手を差しのべることの重要性は多くの国で増しており、こうした農業保護の形は先進国のみならず新興国においてもその傾向がみられる。

2 様々な社会構造の違いにもかかわらず、農業分野で成功している国では、農業改革は農業者の代表組織によって協力し決められ、国家機関により承認されてきた。

政府機関と経済活動の当事者が、必要な改革の計画立案を協同で推進する場合、公益がより容易かつ成功裏に達成されることを、我々はみな歴史から学んでいる。これは民主主義国家である証拠である。これとは逆に、ソ連の集産主義農業組織の失敗、あるいは、ラテン・アメリカまたはアフリカでの国家により一方的に決められた土地改革の失敗が思い浮かぶ。

世界を見渡すと、OECD諸国の中で上位にある国々は、大抵、他の経済部門と比べて農業に強みを見いだそうと努めてきた事実はきわめて興味深い。これは、特に米国、カナダ、ドイツ及びフランスについて言えることである。BRICs諸国では、農業が果たす役割の点でブラジルは注目すべきである。

国ごとに社会構造が異なるのは言うまでもない。これらの社会構造は自然条件に大きく依存しているが、社会学的に歴史的経緯にも大きく依存している。しかしながら、違いがどのようなものであれ、これらの諸国での農業協同組合が果たす主要な役割を知ることは重要である。

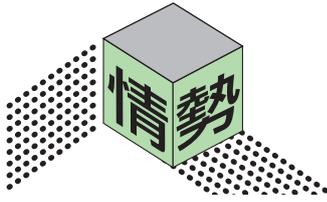
これら諸国での農業分野の成功は、一例を挙げれば、フランスの全国農業経営者連盟(FNSEA)に一元化される農業者労働組合などの代表組織を通じて農業者と連携をとる政府機関の役割発揮によるところが大きい。グローバリゼーションの下においても、農業政策の成功は、独特な対応策によるものではなく、農業者の代表組織との粘り強く適切に運営された民主的な交渉により成し得たものである。

結論

私は、工業分野でグローバリゼーションにきわめてうまく適応できた日本は、農業分野においても自己改革しつつ進化する能力がある、との確信を抱いて日本から帰国した。政府と協同組合部門の双方にとって、国と農業者それぞれのニーズに取り組むために双方が知恵を出し合い、民主的なプロセスを進め、困難な状況から抜け出す方法を見いだすことは国益に合致することである。世界を見渡して、単純にまねをするのではなく、他の諸国との相違点と類似点を理解することは有益であろう。必要があれば、ICAはいつでも支援を行う用意がある。

**(クレディ・コーペラティブ会長(仏)、国際協同組合銀行協会会長、ICA理事
ジャン＝ルイ・バンセル (Jean-Louis Bancel))**

(本稿は、(株)農林中金総合研究所の責任において翻訳したものである。)



農産物輸出の実態と今後の展望

取締役基礎研究部長 清水徹朗

はじめに

2012年12月に発足した第2次安倍政権は、発足直後に日本経済の活性化・再生を目指して日本経済再生本部、産業競争力会議を設置し、13年3月にTPP交渉への参加を表明するとともに、黒田東彦氏の日銀総裁就任以降「アベノミクス」と称して大幅な金融緩和を行い、さらに13年6月に「日本再興戦略」を策定して「第三の矢」としての成長戦略を示した。

農林水産業の分野でも、「攻めの農林水産業」を掲げて13年6月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、6次産業化、農地集積（農地中間管理機構を活用）、農林水産物輸出を促進し農業所得増大を目指す方針を示した。そのなかで農林水産物の輸出額を20年までに1兆円にするという目標を立て、輸出拡大の努力が続けられている。

本稿では、政府が現在推進している農産物輸出の実態を解明するとともに、農産物輸出増大の可能性、農産物輸出が日本農業に与える効果について考察し、今後の課題を考えてみたい。

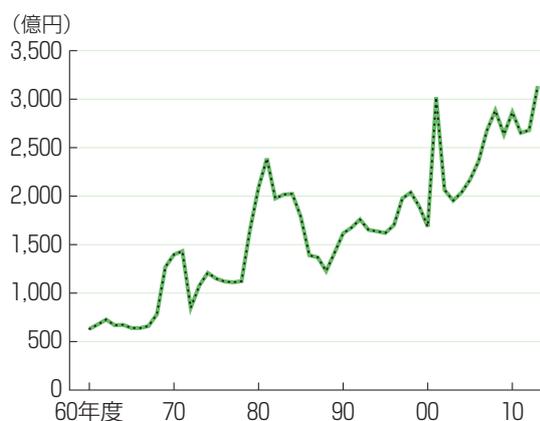
1 農産物貿易の動向

農産物輸出の分析を行う前に、まず今日に至る農産物貿易の動向について概観する。

かつて農産物は日本の重要な輸出品目であり、明治初期では生糸と茶が日本の主要輸出品目であったし、戦後も缶詰などの農水産物輸出の振興が進められた。日本経済の国際化に伴って農産物輸出は増加し、60年に630億円であった農産物輸出額は、70年に1,397億円、80年には2,089億円に増加した。しかし、80年代後半以降、円高の進行によって農産物輸出は減少に転じ、88年には輸出額は1,228億円まで減少した。その後、89年以降やや回復し、13年の農産物輸出額は3,137億円になっている（第1図）。

しかし、戦後の開放経済体制のなかで農産物輸入自由化が進められたため、農産物の輸入は輸出以上に増加し、1960年に6,223億円であった輸入額は、70年に1兆5,113億円に増加し、さらに80年には4兆66億円まで急増した。その結果、60年に69%であった日本の食料自給率は、80年には53%まで低下した。農産物輸入量は80年代以降も増加を続けたものの、急速な円高によって輸入価格が低下したため、農産物輸入額は

第1図 農産物輸出額の推移

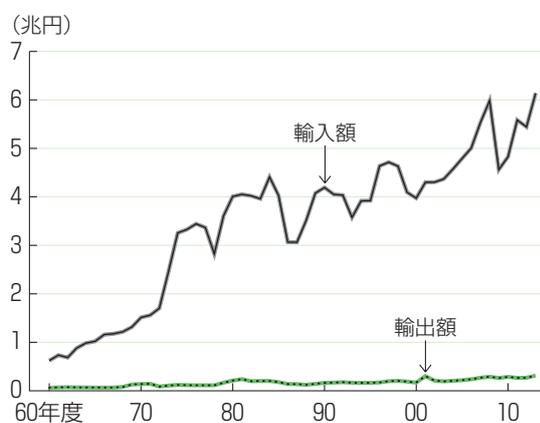


資料 農林水産省「食料・農業・農村白書」参考統計表

2000年まで4兆円程度で推移した。しかし、01年以降は再び増加に転じ、13年の輸入額は6兆1,365億円になっている(第2図)。なお、かつては米国からの農産物輸入が大きな割合を占めていたが、近年はアジア、特に中国からの輸入が増大している。また、かつては穀物や油糧種子の割合が高かったが、近年は畜産物や加工食品の割合が増加している。

このように日本経済の国際化に伴って農産物貿易は輸出も輸入も増加したが、輸入

第2図 農産物の輸出額・輸入額の推移



資料 第1図に同じ

のほうが輸出より伸び率が高く、農産物の貿易収支は大幅な赤字が続いた。

2 農林水産物輸出政策の展開

日本では輸入自由化や円高によって農産物輸入が増大し、政府や農業団体はウルグアイ・ラウンド、農産物12品目問題、牛肉・オレンジ輸入自由化などへの対応に追われた。そのため、農業関係者は農産物を輸出するという発想・意欲に乏しく、輸出に向けた取組みは不十分であり、日本の農産物輸出はりんごや缶詰など一部の品目にとどまり量的にも限られていた。

しかし、こうした状況のなかにあっても、キッコーマン、味の素、日清食品等の一部食品企業や量販店は経済のグローバル化に対応して国際的な事業展開を進めていた。少子高齢化に伴って国内市場の縮小が見込まれる一方で、アジア諸国では経済発展によって富裕層・中間層が増大しつつあったため、これらの企業は食品市場を海外に求めた。また、こうした企業努力もあって世界的に寿司ブーム、和食ブームが起きて日本食レストランが広がってきたことも、この間の大きな変化として指摘できよう。

農林水産省は、こうした動向を受けて89年に農林水産物輸出基本戦略検討委員会を立ち上げ、JETROは03年に日本食品海外市場開拓検討委員会を設置した。さらに、農林水産省は04年に輸出促進室を設け、05年に官民共同による農林水産物等輸出促進全国協議会が発足した。当時は小泉政権の

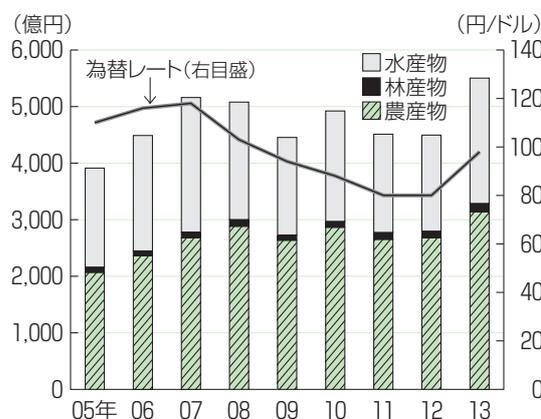
時代であり、輸出関連予算が増額され、各国の市場実態や輸入制度の調査、物産展への出展支援などが盛んに行われた。

日本は2000年頃から、それまでのWTO重視からFTA推進に舵を切り、農林水産省もこうした情勢に対応して04年に「みどりのアジアEPA推進戦略」を策定したが、そのなかで「ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進」が盛り込まれた。06年には5年間で農林水産物輸出額を倍増させる方針が打ち出され（「21世紀新農政の推進について」）、その年成立した第1次安倍政権は「攻めの農政」を掲げた。さらに08年には「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が策定され、2013年までに輸出額を1兆円にする目標が新たに立てられたが、09年に民主党に政権が交代しても、攻めの農政と農林水産物輸出拡大の方針は続けられた。

こうした政府の取組みもあり、農林水産物の輸出額は2000年の3,149億円から07年には5,160億円に増加した。しかし、08年に起きたリーマンショックにより海外需要が落ち込んで輸出は減少に転じ、さらに11年の福島原発事故により一部の国が輸入禁止措置をとったため、農産物輸出額はさらに減少した（第3図）。

12年に発足した第2次安倍政権では、「農林水産業・地域の活力創造プラン」「日本再興戦略」で農林水産物輸出拡大を掲げ、農林水産省は13年5月に「国別・品目別輸出戦略」、14年6月には「グローバル・フードバリューチェーン戦略」を策定した。

第3図 農林水産物輸出額の推移



資料 財務省「貿易統計」、日銀資料

このように、農林水産省は11年に食料産業局を設置して以降、6次産業化と輸出拡大を通じた「農業の成長産業化」^(注1)を農政の柱として掲げるようになっていく。

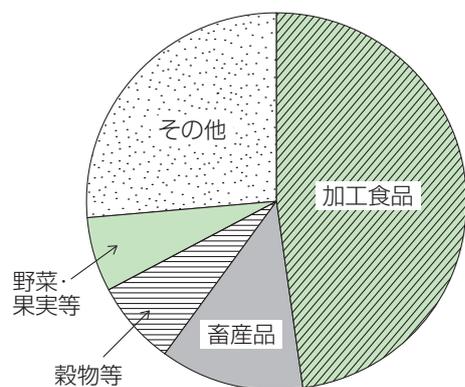
(注1)「農業成長産業化」は、農業の成長の芽を評価すべきとの意気込みは理解できるものの、その定義はあいまいである。政府の文書では、6次産業化、輸出増大、生産性向上等による農業・農村所得増大を表しているようであるが、人口が減少しつつある日本では農産物需要の増加は見込めないし、「6次産業化」も、現在のフードシステムのなかで農業サイドから新たな付加価値を創出するのはそれほど簡単なことではない。また、本稿で指摘したように輸出増大が農業に寄与する部分は限られており、生産性上昇が必ずしも農業所得増大に直結しないことはこれまで農業経営学者が指摘してきたことである。

3 「農産物」輸出の内実

農林水産省が輸出を推進している「農産物」とは、HSコード（関税率表）の第1類から第24類までの品目（動植物生産品、調製食料品等）から水産物（第3類等）を除いたものに原皮（第40類）、生糸等の繊維原料（第50～53類の一部）を加えたものである。

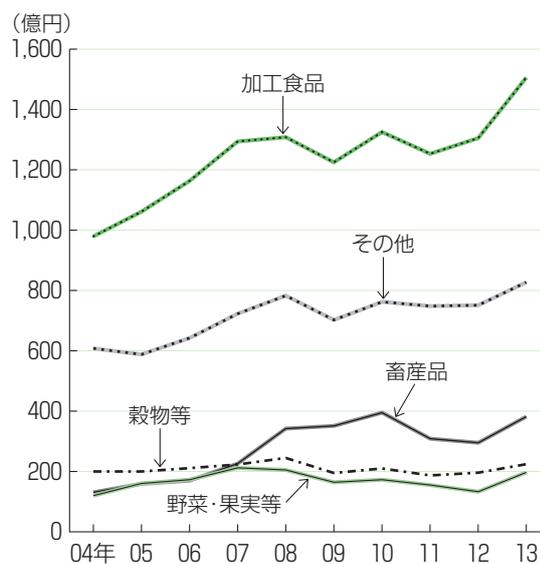
13年における農林水産物輸出額は5,505億円であり、そのうち農産物が3,137億円、水産物が2,216億円、林産物が152億円である。農林水産省は、輸出農産物を①加工食品、②畜産品、③穀物等、④野菜・果実等、⑤その他、に区分して輸出実績の統計を示しているが、部門ごとの輸出の現状は以下のとおりである（第4、5図、後掲第1表）。

第4図 農産物輸出の内訳(2013年)



資料 財務省「貿易統計」

第5図 品目別農産物輸出額の推移



資料 第4図に同じ

(1) 加工食品

—原料の大半は輸入農産物—

加工食品の輸出額は1,506億円であり、農産物輸出額全体の48.0%を占めている。加工食品の輸出額は5年間で15.1%増加しており、今後も増加が期待されている。輸出している加工食品の内訳は、調味料（みそ、醤油、ソース等）301億円、アルコール類251億円、清涼飲料水124億円、菓子111億円であり、そのほか加工食品には様々なものが含まれている。

これらの加工食品は清酒、焼酎、米菓など国産農産物を原料に使っているものもあるが、みそ、醤油、菓子などは輸入原料に多く依存しており、加工食品全体の国産原料割合はせいぜい2割程度である。また、加工食品を製造・輸出しているのは食品企業であり、加工食品の輸出が農業者の利益になる部分は限られている。

(2) 畜産品

—6割は副産物—

畜産品輸出のうち最も多いのは動物の皮であり（豚の皮122億円、牛・馬の皮33億円）、これらは家畜をと畜した際に出る副産物で、タイ等のアジア諸国に輸出され皮革製品の原料となっている。このほか輸出額が大きいゼラチン（動物のコラーゲン）、ラノリン（羊毛の成分）なども副産物であり、畜産品輸出のうち副産物が6割を占めている。

そのほか畜産品の輸出品目として牛肉、鶏肉、牛乳・乳製品などがあるが、近年、牛肉の輸出が増大している。

第1表 品目別農産物輸出額(2013年)

(単位 千万円, %)

	品目	輸出額	前年増減	増減率	割合	備考
加工食品	調味料	3,005	309	11.5	20.0	大部分輸入原料
	アルコール類	2,510	444	21.5	16.7	清酒, 焼酎は国産原料
	清涼飲料水	1,235	28	2.3	8.2	輸入原料
	菓子	1,110	169	18.0	7.4	大部分輸入原料
	米菓	349	59	20.3	2.3	国産原料
	デキストリン等	244	23	10.4	1.6	輸入原料
	その他	6,605	979	17.4	43.9	
	小計	15,058	2,011	15.4	100.0	
畜産品	豚の皮	1,215	242	24.9	31.8	副産物
	牛肉	577	71	14.0	15.1	国産
	牛・馬の皮	325	95	41.3	8.5	副産物
	ゼラチン	306	110	56.1	8.0	副産物
	ラノリン	243	63	35.0	6.4	副産物
	粉乳	167	51	44.0	4.4	国産
	鶏肉	133	34	34.3	3.5	国産
	牛乳	53	10	23.3	1.4	国産
	チーズ	47	17	56.7	1.2	大部分国産原料
	鶏卵	33	13	65.0	0.9	国産
	その他	721	162	29.0	18.9	
小計	3,820	868	29.4	100.0		
穀物等	小麦粉	702	115	19.6	31.3	9割輸入小麦
	即席麺	324	71	28.1	14.4	9割輸入小麦
	うどん等	290	7	2.5	12.9	9割輸入小麦
	米	177	△102	△36.6	7.9	国産
	その他	749	190	34.0	33.4	
小計	2,243	281	14.3	100.0		
野菜・果実等	ながいも	189	14	8.0	9.6	国産
	他野菜	82	32	64.0	4.2	国産
	野菜調製品	278	44	18.8	14.1	国産
	りんご	716	385	116.3	36.3	国産
	他果実	359	97	37.0	18.2	国産
	果実調製品	293	54	22.6	14.9	国産・輸入
	きのこ類	55	14	34.1	2.8	国産
小計	1,972	640	48.0	100.0		
その他	たばこ	2,283	△205	△8.2	27.6	大部分輸入原料
	種子	1,164	229	24.5	14.1	国産
	植木等	999	137	15.9	12.1	国産
	緑茶	661	156	30.9	8.0	国産
	植物性油脂	579	107	22.7	7.0	輸入原料
	配合飼料	575	△55	△8.7	7.0	大部分輸入原料
	メントール	567	117	26.0	6.9	輸入原料
	コーヒー	331	80	31.9	4.0	輸入原料
	植物エキス	281	220	360.7	3.4	国産原料
	その他	832	△23	△2.7	10.1	
小計	8,272	763	10.2	100.0		
合計	31,368	4,565	17.0	-		

資料 第4図に同じ

(3) 穀物等

—小麦加工品の原料は9割を輸入に依存—

穀物等のなかで輸出額が最も大きいのは小麦粉であり、輸出量17万トン、輸出額70

億円である。次いで、即席麺、うどん等の輸出額が大きいが、これらは小麦加工品であり、本来「加工食品」に分類してもよいものである。また、小麦粉や小麦加工品の原料小麦は、9割を輸入に依存している。

国産である米の輸出は、商業用は増加しているものの援助用は減少しており、13年の輸出額は18億円にとどまっている。

(4) 野菜・果実等

—りんごとながいもの輸出額が大きい—

野菜の輸出額は27億円であり、このうちながいもの輸出（19億円）が7割を占めている。ながいもの生産地は青森県と北海道であり、主に台湾、米国に輸出しており、輸出の成功事例として取り上げられることが多いが、近年、輸出額は頭打ちで伸びていない。一方、いちご、かんしょ、メロンなど他の野菜や野菜調製品（漬物等）の輸出は増加している。

果実の輸出額107億円のうち、りんごが7割を占めている。りんご輸出は青森県が主であり、輸出先は台湾が8割を占め、主に春節用に使われているが、りんごの輸出額も近年停滞している。そのほか日本はぶどう、なし、桃、みかんなどの果実を輸出している。

(5) その他

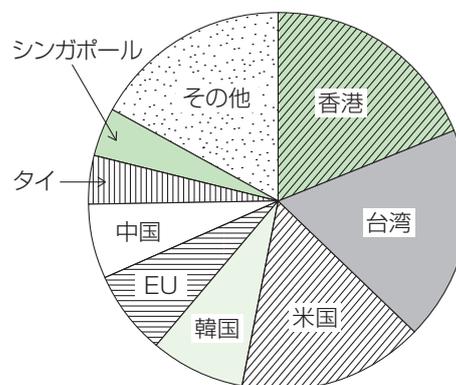
その他のうち最も多いのはたばこ（228億円）でその他の約3割を占めるが、近年、原料の葉たばこは輸入に多く依存するようになっている。そのほか日本は植木、種子、緑茶などを輸出しており、植木や緑茶の輸出は順調に伸びている。

4 農産物の輸出先

2013年において最大の農産物輸出先は香港であり、その輸出額は596億円で輸出額全体の19.0%を占めている。次いで台湾568億円（18.1%）、米国496億円（15.8%）が続く、この上位3か国・地域で全体の52.9%を占めている（第6図）。長期にわたりこの3か国・地域が上位を占め、08年までは台湾が1位、米国が2位であったが、リーマンショック（08年）以降、米国への輸出が落ち込む一方で、香港への輸出が増大した（第7図）。ただし、香港への輸出のうち中国本土へ再輸出されているものも多くある。

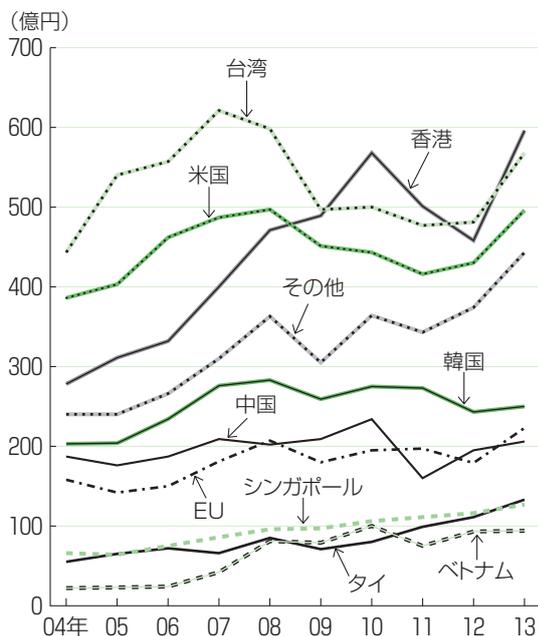
全体としてはアジア地域への輸出が7割を占めているが、中国、韓国への輸出はここ数年停滞している。特に、福島原発事故の後、中国が輸入禁止措置をとったため中国への輸出は11年に大きく落ち込んだが、その後は回復傾向にある。また、EUに対

第6図 農産物の輸出先(2013年)



資料 第4図に同じ

第7図 国別農産物輸出額の推移



資料 第4図に同じ

する輸出もわずかな増加にとどまっている。一方、ASEAN諸国や豪州、ロシアに対する輸出（第7図では「その他」への輸出となっている）は順調に増加している。

輸出品目をみると、いずれの国に対しても加工食品の割合が高いが、中国へは植木や種子の輸出が目立ち、タイへは動物の皮の輸出が多い。また、台湾への輸出はたばこ、りんご、香港への輸出は小麦粉や菓子、米国、韓国への輸出はアルコール類が大きく、緑茶の輸出の5割は米国向けであるなど、国により輸出品目の特色がみられる。

5 2013年、2014年における輸出増大の内訳

13年、14年（1～9月）と連続して農産物輸出額が増加しているが、その内容・要

因は以下のとおりである。

(1) 2013年

13年の農産物輸出額は前年に比べ457億円増加し（増加率17.0%）、過去最大になった。増加額を部門別にみると、加工食品201億円、畜産品87億円、穀物等28億円、野菜・果実等64億円、その他76億円と全ての部門で増加しているが、増加額の44%は加工食品の増加によるものである（前掲第1表）。

さらに詳しく見ると、加工食品のうちアルコール類（44億円）と調味料（31億円）の増加が大きく、畜産品では豚の皮（24億円）、ゼラチン（11億円）、牛・馬の皮（10億円）など副産物の増加が大きい。穀物等は米が減少しているが（△10億円）、小麦粉（12億円）、即席麺（7億円）は増加している。野菜・果実等ではりんごが39億円増加し、他の果実の輸出も伸びたが、りんごの輸出増加は前年に落ち込んだ反動であり、13年の輸出額は07年（80億円）の水準までは回復していない。その他では、たばこが21億円減少したが、種子（23億円）、緑茶（16億円）、植木等（14億円）などは増加している。

13年の為替レート（平均）は98円で前年（80円）に比べ18%下落しており、この円安が輸出増加に寄与した。また、それまでの政府の取組みの成果が現れたということもできよう。

輸出額の増加を国別にみると、増加額が大きいのは香港（139億円）、台湾（87億円）、米国（66億円）、タイ（22億円）であり、伸び率が大きいのはドイツ（48.0%増）、カナ

ダ (37.6%増), UAE (38.3%増), フランス (23.8%増) で, EU全体の増加率は25.1%であった。

(2) 2014年1～9月

14年1～9月において輸出額は前年同期に比べ234億円増加しており(増加率10.3%), 14年も前年に次いで農産物輸出額は過去最高を更新する見込みである。このうち加工食品の増加が148億円で増加額の63%を占めており, 畜産品は47億円, 穀物等は29億円, 野菜・果実等は25億円増加しているが, その他はたばこ(△38億円)と植木等(△17億円)が減少したため15億円減少している(第2表)。

増加の内訳を見ると, 加工食品はアルコール類(25億円), 菓子(23億円), 清涼飲料水(20億円), 調味料(18億円)の増加が大きく, 畜産品は牛肉の輸出が17億円増加(増加率43.5%)し, 粉乳・牛乳も13億円増加した。穀物等は小麦粉が増加したが, 米の輸出額は減少した(援助米の減少)。また, 野菜・果実等は全体として増加している。

このように農産物輸出額は増加を続けているが, その大きな要因として近年の円安があると考えられる。

6 課題と展望

以上みたように, 「農産物」輸出といっても, 実際に輸出されている品目をよく見ると, 一般にイメージされているような農産物とは異なるものが多く, 加工品や副産

第2表 品目別農産物輸出額(2014年1～9月)

(単位 千万円, %)

	品目	輸出額	前年同期増減	増減率
加工食品	調味料	2,372	182	8.3
	アルコール類	2,103	246	13.2
	清涼飲料水	1,129	204	22.1
	菓子	902	230	34.2
	米菓	280	36	14.8
	その他	5,506	577	11.7
	小計	12,292	1,475	13.6
畜産品	動物の皮	1,082	△67	△5.8
	牛肉	544	165	43.5
	ゼラチン	237	14	6.3
	ラノリン	231	58	33.5
	粉乳・牛乳	237	127	115.5
	鶏肉	122	25	25.8
	その他	770	143	22.8
小計	3,223	465	16.9	
穀物等	小麦粉	544	35	6.9
	即席麺	244	9	3.8
	うどん等	230	15	7.0
	米	120	△12	△9.1
	その他	760	241	46.4
小計	1,898	288	17.9	
野菜・果実等	ながいも	168	33	24.4
	他野菜	100	22	28.2
	野菜調製品	169	6	3.7
	りんご	328	62	23.3
	他果実	282	61	27.6
	果実調製品	265	55	26.2
きのこ類	51	16	45.7	
小計	1,362	254	23.0	
その他	たばこ	1,456	△375	△20.5
	種子	1,032	113	12.3
	植木等	605	△173	△22.2
	緑茶	550	77	16.3
	植物性油脂	521	81	18.4
	配合飼料	515	74	16.8
	メントール	419	△30	△6.7
	コーヒー	376	58	18.2
	植物エキス	184	△7	△3.7
	その他	534	35	7.0
	小計	6,192	△147	△2.3
合計	24,967	2,335	10.3	

資料 第4図に同じ

(注2)
物の割合が高いことがわかる。農林水産省が公表している輸出実績では「加工食品」が48%を占めているとされているが実際には加工食品は全体の7割近くあると考えられる。

政府は農林水産物輸出を2020年までに1兆円に増加させるとし, このうち農産物

は2,680億円（12年）から6,250億円（20年）まで3,570億円増加させる計画になっているが、増加額の大半を加工食品の輸出増で実現する目標になっている。しかし、加工食品の原料は輸入農産物に大きく依存しているため、いくら加工食品の輸出が増えても日本農業への寄与は限定的であり、農産物輸出の増加がそのまま農業・農村所得増加につながるわけではない。

また、他の品目の輸出も青果物3倍、牛肉5倍、茶3倍、米・米加工品5倍と大きく増加させる意欲的な計画になっているが、これを短期間で実現するのは困難であろう。特に、米については、いくら日本国内の米価格が下がっても、内外価格差が大きいいため大量輸出は困難である。中国への輸出増大が可能であるという主張が一部にあるが、中国でも米の品種改良が進められているため、今後は日本産米の品質面での優位性は薄れていくであろう。

現在の農産物輸出のうち国産農産物はせいぜい約3割の900億円程度で農業生産額の1%に過ぎず、農産物輸出は日本農業の根本的解決策ではなく農産物輸出に過大な期待をかけるべきではない。そもそも、農産物輸出政策自体が、FTA、TPPなどの貿易自由化に農業関係者が懸念を持っている状況のなかで、輸出促進に目をそらせることにより反発・批判を緩和させようとする政策的意図があった。

また、日本の今後の農産物輸出のモデルとして、オランダ、デンマークの事例が取り上げられることがあるが、両国とも日本

に比べると小さな国であり、またEUという巨大市場に隣接しているなど立地条件が根本的に異なり、両国のモデルを日本にそのままあてはめることはできない^(注3)。

とはいえ、農産物・食品の輸出が増大すること自体は日本の農業・食品産業にとって望ましいことであり、輸出拡大の努力は続けるべきで、それに対する政策的支援は必要である。世界的に日本食ブームが起きていることは事実であるし、これまでの輸出努力が実って日本酒、牛肉、緑茶、植木、いちごなどの輸出は伸びており（第8図）、高くても食べたいという富裕層の日本食・日本産農産物に対するニーズがある限り、それを見逃さず輸出できるものは輸出したほうがよい。また、輸出に取り組むことによって農業者や食品企業が世界の市場、食生活を知ることができ、それが現状の改革につながり新たなビジネス展開を生み出す契機になるなどの教育的効果も期待できる。しかし、これまで行われた輸出拡大の方法

第8図 増加率が高い輸出品目



資料 第4図に同じ

はイベント、展示会が中心で、その場限り
で長続きしていないものもあり、多くの予
算を投じただけの効果が出ているのかこれ
までの成果を冷静に分析・評価し、輸出促
進の方法を再構築することが必要であろう。

現在は香港、台湾への輸出が大きい
が、中国のほうが人口、経済規模がはるかに
大きくポテンシャルは膨大であり、今後人民
元の価値が上昇することが見込まれるため、
日本の農産物・食品の最大のターゲットは
中国に置くべきであろう。現在、中国には
検疫、輸出手続きなど非関税障壁がまだ多
くあり、RCEP、日中韓FTAの交渉のなか
でその改善を求めていく必要があるが、そ
のためにはまず日中関係の改善が大前提で
あろう。

(注2) 農林水産省の文書では「農林水産物・食品
輸出」と書いているものもある。

(注3) オランダは面積42千km²、人口17百万人、

デンマークは面積43千km²、人口6百万人であ
り、オランダは九州(面積42千km²、人口13百万
人)、デンマークは北海道(面積83千km²、人口5
百万人)と同じような規模の国である。

<参考文献>

- ・石塚哉史・神代英昭編著(2013)『わが国における
農産物輸出戦略の現段階と展望』筑波書房
- ・一瀬裕一郎(2013)「オランダの農業と農産物貿易」
『農林金融』7月号
- ・一瀬裕一郎(2014)「デンマークの農業と農産物貿
易」『農林金融』7月号
- ・栩木誠・森高正博・福田晋(2010)「国産農水産物
輸出拡大目標の策定と問題点」『九州大学大学院農
学研究大学院学芸雑誌』第65巻第2号
- ・清水徹朗(2013)「農業所得・農家経済と農業経営」
『農林金融』11月号
- ・清水徹朗(2014)「国際農業交渉の動向—WTO、
FTA、TPP—」『日本農業年報60』第3章、農林統
計協会
- ・藤野信之(2010)「米輸出の動向と展望」『農林金融』
12月号
- ・阮蔚(2005)「日本の農林水産物輸出促進の動き」『農
林金融』6月号

(しみず てつろう)



発刊のお知らせ



地域からの六次産業化

つながりが創る食と農の地域保障

室屋有宏 著

A5判233頁 定価2,200円(税別) 創森社

農業の六次産業化(六次化)とは、一次産業に二次・三次産業を組み合わせて農業の付加価値を高めようとする取組みであり、2011年に法律が制定され、農業の成長産業化の柱と位置づけられている。実際、六次化の事業認定については農業者だけでなく地域活性化を図る観点から自治体の間でも高い関心が寄せられている。

しかし、六次化そのものは戦前からの伝統を持つ農協の加工事業をはじめ、直売所、産直事業など様々な取組みが既に行われてきた。政策としても、農商工連携、クラスター事業等、先行する類似政策が多い。

日本の食は激しい市場競争と人口減少社会の下で縮小傾向にあり、農業だけでなく川中・川下の大手企業であっても収益を確保するのが難しいのが実情である。農業の六次化は、こうした食の現状やこれまでの六次化の歴史や実績を踏まえ、その課題や困難さを冷静に見つめる姿勢が必要である。

本書では、六次化を農業・農村の一面的な市場的適応と捉えるのではなく、地域自らが主体となり地域資源や価値を保全し、高めていこうとする協働的な意思や活動を重視すべきと考える。地域の人が共感し、参加し、支持する「地域の六次化」を進めていくことで、結果として(時に意図しない形で)差異化された本物の地域ブランドの源泉となる。六次化が地域のつながりを強め、非経済的な分野を含め地域のセーフティネットを高め、これがまた六次化を支える基盤となる関係がある。

こうした視点から、本書では、農協や農村女性、地場企業との農商工連携など14の先進事例の検討を通じ、地域主体の六次化の成功と可能性の道筋を探った。

目 次

- 序 章 なぜ、いま地域の六次化なのか
- 第1章 食から探る六次化の領域と可能性
- 第2章 六次化と農商工連携の政策展開と課題
- 第3章 地域をつなぐ農協の六次化
- 第4章 農商工連携による六次化の進展
- 第5章 農村女性が切り拓く六次化
- 第6章 異業種からの農業参入と地域活性化
- 第7章 地域の六次化の条件と戦略
- 終 章 六次化を地域の暮らしに活かす視点

購入申込先……………(株)創森社 TEL 03-5228-2270
問い合わせ先……………(株)農林中金総合研究所 TEL 03-3233-7700

中国の農産物卸売市場の現状

—新発地農産品卸売市場の事例から—

主事研究員 若林剛志
研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)

〔要 旨〕

本稿の目的は、中国最高の取扱高を誇る新発地農産品卸売市場を紹介し、同市場を通じて中国の農産物卸売市場の現状や課題を示すことにある。

同市場の主な特徴は、相対取引であること、北京と他の地域を結ぶ拠点であること、本市場に付属する複数の取引施設を持っていること、小売事業も実施していること等にある。

日本と中国の農産物卸売市場には差異があるが、その差には、卸売市場が営利を前提としているか否かが関係していると考えられる。

日本の卸売市場が持つ機能を基準とした場合、新発地市場を含む中国の卸売市場の現状にはなお不十分な部分があるが、「公共性を持つ市場の建設」へ向けた整備が今後進められると考えられる。中国の卸売市場が、営利性の中に公共性も踏まえた市場へと発展していくことが期待される。

目 次

はじめに

1 中国の農産物流通と卸売市場

- (1) 農産物流通の現状
- (2) 農産物卸売市場の概況
- (3) 農産物卸売市場にかかる制度の展開

2 新発地農産品卸売市場

- (1) 新発地市場の概要
- (2) 新発地市場の特徴

3 新発地農産品卸売市場にみる農産物卸売市場の現状と課題

- (1) 日本の卸売市場の機能からみた新発地市場の現状
- (2) 新発地市場が認識している同市場の課題
- (3) 課題の克服と今後の展望

はじめに

1978年の改革開放以後、中国ではそれまで国家統制の下にあった農産物取引が漸次緩和され、それとともに農産物取引も活発となり、卸売市場が続々と設立されていった。

これまで中国の農産物卸売市場について述べた日本語文献は複数あり(秦・宮崎(1997), 王・小林(1997), 王(2001), 傅ほか(2002), 徐(2011), 安・張(2012)等), それらは現在でも有益な情報を提供してくれる。しかし、北京市内にある消費地卸売市場であり、中国最高の取扱高を誇る新発地農産物卸売市場を紹介した日本語文献はほとんどない。本稿の目的は、筆者らが2014年8月に実施した聞き取りから同市場を紹介し、同市場を通じて中国の農産物卸売市場の現状や課題を示すことにある。

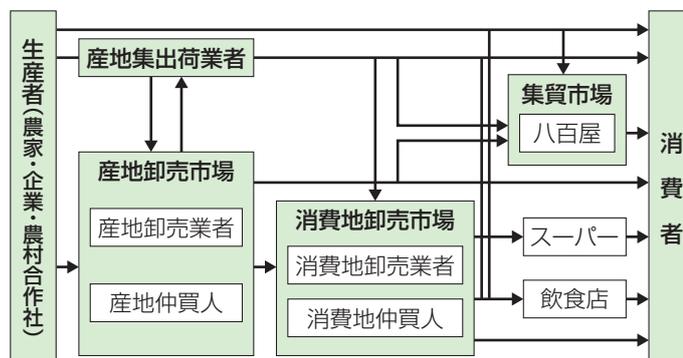
本稿の構成は次の通りである。第1節で中国の農産物流通と卸売市場の現状および卸売市場にかかる制度を、第2節で新発地農産物卸売市場の現況を取り上げる。第3節では、新発地農産物卸売市場から考えられる中国の農産物卸売市場の課題を述べる。

1 中国の農産物流通と卸売市場

(1) 農産物流通の現状

中国の農産物流通のうち、特に青果物の流通に焦点をあてて概要を示したのが第1図である。青果物流通の流れ自体は日本と

第1図 青果物流通の概略図



資料 聞き取り調査により筆者作成

大きく変わらない。まず生産者である農家、^(注1) 企業および農村合作社が青果物を生産する。生産された青果物は、生産者が近隣の集贸市场^(注2)に販売するほか、産地の集出荷業者や販売および輸送を担う農村合作社により集出荷される。

集出荷された青果物は、産地あるいは消費地の卸売市場へ荷引きされる。そこで卸売業者や仲買人が荷を取引する。産地卸売市場で取引された青果物はその後、消費地にある卸売市場に運搬される。消費地卸売市場で取引された青果物は集贸市场内にある青果物取扱商人やスーパー、飲食店等に卸され、それを消費者が購入する。

最近増加しているのは、卸売市場を経由しない取引である。農村合作社や産地の集出荷業者がスーパーと直接取引する例(農超对接)、飲食店と直接取引する例(農餐对接)、都市コミュニティの中で直接販売する例(社区直送)等が増加傾向にあると言われている。中国の農産物流通の研究者への聞き取りによれば、農超对接の取引額に対するシェアは10%以上に高まってきてい

るとのことであった。

集出荷業者等によるスーパー等との直接取引が可能となった背景の一つに、集出荷業者等がスーパー等の要請に応えられる条件が整ってきたことがある。例えば、集出荷業者はまとまった量を扱うことができるため、スーパーの安定供給ニーズに応えることが可能であるし、流通の簡素化によりスーパーは低価格で消費者に商品を提供することが可能となる。農村合作社も、彼らの事業地区における農業経営規模が拡大するなか、集出荷業者と同様に流通の川下のニーズに応えることが可能となってきている。

(注1) 中国では、アグリビジネスを行う企業や農民が生産を協同化した合作社が農業経営を実施する例が増えている。

(注2) 集貿市場とは、主に周辺住民のために開設された小売市場のことである。

(2) 農産物卸売市場の概況

卸売市場は、農産物流通の中心となっている。農業部の「2013年中国農業発展報告」によれば、全国の農産物卸売市場数は4,300を超えており、農産物の卸売市場経由率は70%以上である^(注3)。

市場総数は、近年減少傾向にあるものの、農産物卸売市場のうち年間取扱高が1億元以上の卸売市場は増加傾向にあり、12年には1,759市場となった(第2図)。また、1市場当たりの平均取扱額も年々拡大し、12年には11.8億元(約200億円)となっている。取扱高は伸びているが1市場当たりの営業面積は縮小傾向にある。これは、郊外に設立したはずの卸売市場が、都市の拡大により現

第2図 年間取扱高1億元以上の農産物卸売市場数と1市場当たり平均取引額の推移



資料 中国国家統計局『中国商品交易市场統計年鑑』

在では都市の中心部となってしまい、市場用地が住宅開発等に利用されたためである。

第1図で確認したように、卸売市場には産地市場と消費地市場がある。別の区分方法として、多様な品目を扱う総合市場と特定の品目のみを取り扱う専門市場とがある。12年現在、年間取扱高1億元以上となっている卸売市場の41%が総合市場である。また、卸売市場には卸売を主とする市場と小売を主とする市場があり、これを区分に利用することもある。12年では取扱額1億元以上の卸売市場の57%が卸売を主とする市場となっている。

(注3) ここでいう農産物には、畜産物と水産物も含まれる。また市場経由率の計算式は示されていない。

(3) 農産物卸売市場にかかる制度の展開

卸売市場の形成期(1984~89年)から発展期(90~94年)の市場乱立に対し、市場開設や取引行為を秩序立てることを目的に「卸売市場に関する管理弁法」(94年)が制定された^(注4)。その後、中共中央・国務院が基本的な方向性を示し、各省庁が具体的な施

策や規程を示しているが、市場の開設や管理について具体的内容に示されている同弁法は、現在でも卸売市場制度に関する柱の一つとなっている。

直近10年間の農業政策を示す中共中央・^(注5) 國務院の「中央1号文書」には、11年を除き全てに農産物流通あるいは卸売市場に関する記述があった。04年の同文書には、産地・消費地卸売市場の整備を強化し、農産物流通の環境を一層改善することが盛り込まれ、以下、電子取引の導入や仲卸人の育成(05年)、農産物の規格化やブランド化の促進(06年)、生鮮農産物卸売市場の建設加速(07年)、市場の偏在の調整と、大規模市場の促進(10年)、非営利市場の建設(12年)、公共性を持つ市場の建設(14年)等が盛り込まれている。

これらから、卸売市場の規模の追求と流通インフラとしての機能強化、最近では市場の公共性重視の姿勢等が確認できる。

具体的な施策や規程を策定するのは、商務部、農業部、工商行政管理局、国家發展改革委員会等である。管理権限が多数の中央省庁にあり、それぞれが必要な制度を作るため、各制度の整合性が不十分となることがある。また、数多くの規程等があるが、未だ農産物卸売市場法は制定されておらず、現在は制度の整備途上にあると言える。

(注4) 弁法とは、日本における規則である。従って、中国國務院が卸売市場を管理するための事務や事務処理を定めたものであり、法律ではない。「卸売市場に関する管理弁法」については王・小林(1997)に詳しい。

(注5) 「中央1号文書」とは、中国共産党・中央政府が毎年初めに示す最も重要な政策指導要綱である。

2 新発地農産物卸売市場

(1) 新発地市場の概要

北京市内には青果物を中心とした9つの農産物卸売市場があり、^(注6) そのなかで本稿が取り上げる新発地農産物卸売市場(以下「新発地市場」という)が最大である。12年の同市場の取扱金額は、中国の農産物卸売市場の中で第1位となっており、02年からその座に座り続けている。以下では、聞き取りの結果を中心に新発地市場の概要を述べる。

北京市豊台区にある新発地市場は、総合卸売市場として1988年に設立された。新発地市場の14年8月時点の敷地面積は121.3ha^(注7)である。これはかつて最も大きかった大鐘寺農副産物卸売市場(6.5ha)の18.7倍、日本の大田市場(38.6ha)の3.1倍である。

新発地市場は北京市政府の認可を受けた卸売市場であり、88年に集団企業^(注8)として創設されたが、03年に株式会社(股份有限公司)となった。株主構成は村民委員会60%、北京市政府20%、^(注9) その他が20%である。

新発地市場が取り扱う品目の中心は青果物であるが、畜産物や水産物も取り扱っている。13年の同市場の総取扱量は1,400万トンであった。大田市場の青果と水産物を合計した取扱量が年間124.7万トンであるから、この数字がいかに大きいかかわかる。

同市場への野菜の省別搬入量は、河北省、山東省の順に多い。果実では、河北省、広東省の順となっている。青果物は全国から集まるものの、野菜は近隣の省で生産され

たものが多い。果実は野菜以上に栽培適地が限定されていることもあり、野菜と比べ南方からの出荷が多い。露地物が多数を占めるなか、冬場の青果物の荷受量は南方からが多い。

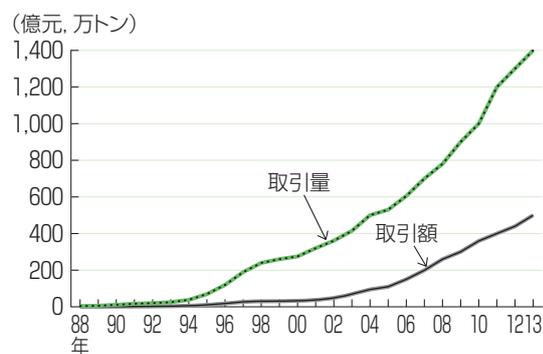
取扱量と取扱額の変化は第3図のとおりであり、創設以降両数値は一貫して増加し続けている。直近の13年の総取扱額は500億円で、内訳は野菜が3割、果実が3割と、この2つで6割を占めている。

新発地市場は多品目を取り扱う農産物総合市場であるが、中国商品交易市场統計年鑑によれば、年間取引額が1億元以上の北京市内にある市場総数39のうち17の農産物総合市場の取引合計額は999億元(12年)となっている。12年現在の新発地市場の取扱額はこのうち44%を占めていることになる。

役職員は、88年の創設時には15人だったが、現在の従業員数は、警備や清掃等を含めると1,700人である。新発地村出身者もここで働いている。

新発地市場に開場時間の制限はなく、24時間、365日開場している。荷を運搬する

第3図 新発地農産物卸売市場の取引推移



資料 第1図に同じ

トラックの出入りは1日3万台である。

新発地市場の主な収入は、入場料、賃貸料、手数料である。入場料は、卸売市場に入場するトラックの大きさ、荷物の量に、直近の農産物価格を考慮した額を乗じて徴収する。従って、入場料は産地から荷物を運んできたトラックが対象であり、荷を積んで出場する農産物等の購入者からは徴収されない。その代わりに、トラックを場内に駐車する場合には駐車場代を徴収している。

賃貸料は、市場内における建築物利用の対価である。市場内には5,558のテナントがあり、施設の中には冷蔵倉庫もある。テナント利用者の3割が企業であり、残りの7割は個人の商人が利用している。

手数料は、販売額に応じて徴収する。現在、入場料から手数料への移行が目指されている。前述の入場料は、販売実績とは無関係に徴収されるため、手数料に移行するよう入場者から求められていることが背景にある。

(注6) 新発地農産物卸売市場での聞き取りによるが、中国商品交易市场統計年鑑によれば、12年現在の北京市における年間取引額が1億元以上の農産物市場総数は39あり、取引額の合計は1,580億元である。

(注7) 1,820畝であり、1畝は1/15haである。

(注8) 集団企業とは、集団が所有している企業のことであり、ここでは村が所有する企業という意味である。

(注9) 新発地村は25の集団企業および株式会社を持ち、不動産業、運送業や宿泊業等様々な事業を展開している。卸売市場の運営はこれらの事業のうちの一つである。

(2) 新発地市場の特徴

新発地市場での取引は現物相対取引が中心となっている。これは中国の卸売市場における一般的な状況であり、卸売市場が取引の物理的な場となっていることがわかる。^(注10)

現物相対取引のための場の提供という点で、自由な取引が可能なのは同市場の特徴となっている。場内への入場制限がなく、通年取引を行う事業者はテナントを借り、店舗を持ちながら営業活動を行っている。季節性の高い農産物を中心に取り扱う事業者は、通年で平準化された量を取り扱うことはないので、広い青空の下のスペースを利用し、トラックを駐車したまま自由に取引を行うことが可能となっている。

相対取引以外の特徴として、次の3点をあげておく。

第1は、ハブ機能を有している点である。新発地市場には全国各地から大量の荷が運搬されてくる。そこで荷を販売した事業者が同市場で別の農産物を買付けていく。例えば南方の業者は新発地で荷を下ろし、同市場より北の市場へは運ばない。この業者は同市場で荷降ろしした後、北方で生産される農産物を調達し、帰って行くのである。すなわち新発地市場は農産物の中継基地の役割を果たしており、物流の効率性を向上させる拠点ともなっている。

ハブ機能は、東西南北を結ぶ拠点としての機能だけでなく、近隣の他の消費地卸売市場への転送という機能も有している。北京で最大となっている同市場に荷が集まり、品揃えが豊富であるため、このように利用

されるのである。

第2は、卸売市場の収益性を考慮した立地分散である。新発地市場は13の分市場を持っている。そのうち1つが北京市に、3つが北京市を囲む河北省にあり、それぞれの機能を担っている。例えば卸売市場にとって収益性が低い品目の1つとしてタマネギがある。タマネギは単価が低く、本市場の地代や運営経費を考慮すると本市場での取引が難しい。加えて大量に取引されるため、本市場内の混雑にもつながる。そのため、少し離れた分市場で取引されている。

第3に、小売事業を兼営していることである。中国では買参権がなく、卸売市場で卸売業者が不特定多数に販売することができる。従って、卸売業に専念する必要はない。

加えて、新発地市場は北京市内で約200の直接販売店舗を持ち、店舗を経営している。これは北京市政府の支援を受けながら実施している取組みであり、流通の中間コストを削減して消費者に届けることを目的としている。現状は、単価の低い農産物が中心となっており、利益はほとんどないとのことであった。

その直販店では、主に近隣の農村合作社との契約取引により仕入れた農産物を陳列している。その理由の一つに商品の規格を店頭で統一することが容易でないという現実があり、合作社を通じて規格品を供給してもらっている。

(注10) 弁法では「卸売市場とは、売買双方に商品

の卸売取引を円滑にさせるために、提供される経常・公開・規範の場所であって、情報、決算、運輸等の必要なサービス機能を果たしているものをいう」(王・小林(1997)による翻訳を転載)となっており、場の提供であることが明示されている。

3 新発地農産物卸売市場にみる農産物卸売市場の現状と課題

(1) 日本の卸売市場の機能からみた新発地市場の現状

中国の卸売市場と日本の卸売市場では差(注11)がある。特に、日本では現物せりや現物相対取引があるのに対して、中国では現物相対取引の単一取引であることが次に述べる機能の相違につながる。

日本の卸売市場の機能として、集分荷機能、価格形成機能、代金決済機能、情報受発信機能、災害時対応機能、衛生保持機能等があるが、以下では中国を代表して、新発地市場の現状を集分荷、価格形成および代金決済の3つの機能に即して述べる。

集分荷機能について、新発地市場に年間1,400万トンの荷が集まり、北京住民の台所としての機能を果たしているという点で集荷機能は十分に果たしている。しかし、分荷機能は不十分である。仲卸や小売は少量で多品目の荷を取り扱うが、仕分けする場がないため、分荷が困難である。(注12)日本のように荷を小分けし、パレットの上に整然と多品目の農産物が積まれ、搬出を待つという光景はほとんど確認されない。

価格形成機能は、参考となる直近の相場が公示されるものの、小口で無数の相対取

引が存在していることから指標性に乏しい。但し、実際の取引においては、近くに同じ品目の農産物が置かれることが多いことから、取引価格が相場から大きく乖離することはあまりない。

価格形成機能と情報受発信機能と関連して、中国の生産者を悩ませるのは農産物価格の乱高下である。相対取引の相場情報を提供するにしても、それを短時間のうちに誰でも入手できる環境にはない。新発地市場は北京で圧倒的な取引額シェアを持っており、大量の荷が集まる。聞き取りによれば供給は過剰気味とのことであった。こうしたなか、供給過剰や特定農産物に好ましくない風評が流れると、相場が大きく崩れやすくなる。正確で迅速な情報の不足は、産地側での収穫の調整や産地市場での出荷市場の分散等の対応を遅らせる原因となる可能性もある。

代金決済については原則相対取引者間の現金決済であり、新発地市場はその代金決済機能を持っていない。中国の農産物市場の研究者によれば、2000年前後に北京市の卸売市場でも電子決済システムが導入されたが、農産物の規格化が極めて困難なことや決済利用者による卸売業者への信用が十分でないこと等により失敗し、現在導入しているのは全国で3市場のみとのことであった。

このように、日本の卸売市場の機能に即して確認すると、新発地市場が持つ機能は日本と異なることが確認される。

(注11) 王・小林(1997)は、日中の卸売市場の特

徴を比較している。

(注12) このような現状は非効率であろうが、例えば場内のほぼ決められた場所で商いをする人が多いので、目的の品目、あるいは目的の業者を探索する費用は想定ほどは高くはないと考えられる。

(2) 新発地市場が認識している同市場の課題

新発地市場の課題について、前述の卸売市場が持つ機能への対応のほか、聞き取りでは農産物の規格化、ブランド化および物流における品質の維持をあげていた。

農産物の規格化は、規格により農産物を区分することで、需要のある規格に相応の価格を、あるいは価格の安定を目指すことが目的である。現状それへの対応は容易ではないものの、農企業や農村合作社との規格化も含めた農産物契約取引を進めることで順次対応している。

ブランド化も規格化と同様、信用における農産物を相応の価格で取引可能なように、あるいは同じ品目の価格変動を緩和する材料として対応の必要性を感じている。現状は雲南省産のジャガイモの味が良い、リングゴでは山東省の煙台や陝西省の洛川産といったように、有名産地の認識はされているものの、全体としてみればブランド化に至っている農産物は少ないとのことであった。

物流過程における品質維持は、物流の一端を担う卸売業者にとって避けて通れない課題である。中国では農産物が収穫され、消費者の手元に農産物が届くまでの間に、2割から3割程度の量が失われるとのこと

である（国家發展改革委員会・南開大学現代物流研究中心（2011））。

このため、同市場では施設の近代化を進めている。近代化の例として場内における屋外取引の割合を低下させ、建築物内で荷を扱うこと、あるいはトラックが出入りできる立体構造物を建設し、そこを荷の搬出入の結節点とすることも想定されている。

これは、流通過程における品質保持に寄与するだけでなく、同市場が安定的な賃料収入を得る機会となる。加えて、中国全土で実施中のコールドチェーンの推進にもつながる。10年に国家發展改革委員会は「農産物コールドチェーン発展計画^(注13)」を掲げ、産地では予冷施設の整備、卸売市場では屋内取引による品質劣化防止のための構造物建設が進められている。こうした取組みにより、ポストハーベストロス（サプライチェーンにおける損失^(注14)）の低下を試みようとしている。

(注13) 「農産物コールドチェーン発展計画（農産物冷連物流発展計画）」では、15年までに、予冷施設や冷蔵冷凍倉庫の整備、冷蔵冷凍可能なトラックの導入等、基礎的な低温物流の構築を目標としている。

(注14) 卸売市場を含む物流全体の課題は多くある。流通組織が小規模で多数あること、流通過程で多くのポストハーベストロスが発生することなどがあげられ、さらに新発地市場の董事長（会長）によれば、流通施設利用料、集贸市场等でのテナント料や臨時的催事等での費用負担などが高い流通コストにつながっているとのことである（賈ほか（2012））。

(3) 課題の克服と今後の展望

日本の卸売市場の機能に準じて新発地市場の現状を確認し、同時に新発地市場自身が直面している課題を確認した。新発地市場

場の現況は、日本の卸売市場が求められている基準に照らせば不十分であり課題となるが、実際に新発地市場があげた課題は、14年以前に中央政府が卸売市場整備の方針としてあげてきた項目に沿ったものであり、それは営利企業が目線であった。

このような反応は、日本の卸売市場では受託拒否を禁止する等、市場の公共性を前提とした市場運営が求められているのに対して、新発地市場の場合は、94年の弁法が卸売市場の乱立に対する市場管理の規則を定めたことから推察されるように、営利を前提としたなかで卸売市場に求められる機能を発揮することが念頭に置かれていることと関係していると考えられる。^(注15)

新発地市場を事例にみた中国の卸売市場の現状にはなお不十分な部分があるものの、最新（14年）の「中央1号文書」には「公共性を持つ市場の建設」が記されている。今後、これへ向けた整備が進められ、中国の卸売市場が、営利性の中に公共性も踏まえた市場へと発展していくことが期待される。

(注15) 中国では民設民営が多数を占めるが、公設公営の市場もあり、その市場は地方政府が求める公共性を担うことを前提に運営されている。

【参考文献】

- ・安玉発・張秋柳（2012）「中国における青果物流通の多元化とサプライチェーンの形成」 斎藤修・下渡敏治・中嶋康博編『東アジアフードシステム圏の成立条件』農林統計出版
- ・王志剛・小林康平（1997）「中国改革開放後における農産物卸売市場の設立と運営に関する法律制定とその意義」『九大農学芸誌』第52巻第1・2号、pp59-75
- ・王志剛（2001）『中国青果物卸売市場の構造再編』九州大学出版会
- ・贾敬敦他（2012）『中国農産品流通産業発展報告』社会科学文献出版社
- ・徐涛（2011）「中国における食料品流通の高度化—卸売市場の革新と食品安全策の強化を中心に—」 甲斐諭編著『食品流通のフロンティア』農林統計出版
- ・秦瑾・宮崎猛（1997）「中国における大都市野菜卸売市場の供給変動とその特徴—北京市と西安市を事例にして—」『農林業問題研究』第126号、25～33頁
- ・国家発展改革委員会・南開大学現代物流研究中心（2011）『中国現代物流発展報告』中国物資出版社
- ・中国国家统计局貿易外経統計司・中国商務部市場運行和消費促進司・中国商業联合会信息部（2013）『中国商品交易市场統計年鑑』中国統計出版社
- ・中国農業部（2013）『中国農業発展報告』中国農業出版社
- ・傅繼志・糸原義人・谷口憲治（2002）「中国の青果物卸売市場特性に関する研究—批発市場を中心として—」『農業生産技術管理学会誌』第9巻第1号、37～43頁

分担執筆

<はじめに、1 - (1), 2, 3 >

若林剛志（わかばやし たかし）

<1 - (2) (3) >

王 雷軒（オウ ライケン）



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(58)
9. 金融機関別預貯金残高	(59)
10. 金融機関別貸出金残高	(60)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (3233) 7745
FAX 03 (3233) 7794

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2009. 9	37,973,708	5,441,135	24,055,465	1,156,375	43,158,694	11,594,985	11,560,254	67,470,308
2010. 9	39,237,598	5,576,231	25,131,728	817,123	46,042,647	12,142,184	10,943,603	69,945,557
2011. 9	41,590,419	5,246,668	21,542,196	3,387,499	39,529,581	14,475,040	10,987,163	68,379,283
2012. 9	43,186,231	4,858,349	24,132,523	611,315	44,806,147	15,883,042	10,876,599	72,177,103
2013. 9	48,495,114	4,307,322	27,300,066	6,146,625	49,899,693	16,477,210	7,578,974	80,102,502
2014. 4	49,644,538	4,002,760	24,698,652	5,972,253	50,652,185	16,482,784	5,238,728	78,345,950
5	49,987,138	3,968,643	24,585,188	7,281,816	49,732,035	16,450,589	5,076,529	78,540,969
6	50,616,499	3,934,990	25,841,875	8,643,129	50,033,573	16,782,220	4,934,442	80,393,364
7	50,809,606	3,895,861	27,179,388	10,051,349	49,981,141	17,012,868	4,839,497	81,884,855
8	51,045,710	3,853,777	28,249,138	9,975,475	50,697,759	17,183,715	5,291,676	83,148,625
9	51,165,453	3,811,636	32,734,966	8,355,119	54,344,875	18,183,325	6,828,736	87,712,055

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	44,423,332	-	460,012	1,011	151,860	-	45,036,216
水産団体	1,454,012	-	78,622	1	10,714	-	1,543,349
森林団体	1,431	-	5,873	5	106	-	7,416
その他会員	2,255	-	3,546	-	-	-	5,800
会員計	45,881,031	-	548,053	1,017	162,680	-	46,592,781
会員以外の者計	256,441	57,348	369,755	75,519	3,791,772	21,836	4,572,672
合計	46,137,472	57,348	917,808	76,536	3,954,453	21,836	51,165,454

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。
2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 331,416百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2014年9月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	55,863	84,661	88,467	-	228,991
	開拓団体	46	13	-	-	59
	水産団体	6,226	4,286	8,254	20	18,786
	森林団体	1,735	5,149	1,748	62	8,693
	その他会員	166	651	20	-	837
	会員小計	64,036	94,760	98,488	82	257,366
	その他系統団体等小計	60,794	18,468	39,349	-	118,611
計	124,830	113,228	137,837	82	375,977	
関連産業	2,423,650	57,446	1,027,422	2,807	3,511,327	
その他	14,150,554	5,508	139,962	-	14,296,022	
合計	16,699,034	176,182	1,305,221	2,889	18,183,326	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2014. 4	5,763,192	43,881,346	49,644,538	100	4,002,760
5	5,667,147	44,319,991	49,987,138	-	3,968,643
6	5,564,463	45,052,036	50,616,499	-	3,934,990
7	5,464,521	45,345,085	50,809,606	-	3,895,861
8	5,262,526	45,783,184	51,045,710	-	3,853,777
9	5,010,878	46,154,575	51,165,453	55,000	3,811,636
2013. 9	6,491,820	42,003,294	48,495,114	-	4,307,322

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2014. 4	58,496	5,913,757	50,652,185	13,892,443	7,115	-	171,671
5	48,556	7,233,259	49,732,035	13,936,169	6,102	-	173,307
6	52,265	8,590,863	50,033,573	13,736,173	6,114	-	164,030
7	51,517	9,999,832	49,981,141	13,405,173	6,088	-	172,456
8	63,532	9,911,942	50,697,759	13,421,221	7,635	-	170,705
9	70,610	8,284,508	54,344,875	13,342,793	54	-	176,181
2013. 9	87,484	6,059,141	49,899,693	13,385,111	75	-	164,140

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2014. 4	56,097,388	54,819,721	1,032,040	908,044	1,771,522
5	56,081,837	54,976,550	1,103,245	908,044	1,771,521
6	57,316,428	55,949,342	1,121,644	898,043	1,781,585
7	57,474,700	56,195,334	1,125,662	898,045	1,786,150
8	57,907,891	56,483,228	1,084,963	898,044	1,787,228
9	57,429,492	56,273,962	1,021,791	898,044	1,787,228
2013. 9	55,272,427	53,977,321	1,038,574	947,177	1,744,962

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2014. 3	29,166,771	62,341,115	91,507,886	525,493	346,559
4	29,458,454	62,412,628	91,871,082	538,524	362,021
5	29,240,643	62,641,117	91,881,760	548,337	370,365
6	29,543,257	63,681,081	93,224,338	523,764	346,754
7	28,908,469	64,265,978	93,174,447	539,177	362,737
8	29,291,362	64,363,121	93,654,483	523,136	347,156
2013. 8	28,505,845	63,089,423	91,595,268	551,112	376,114

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
596,255	3,437,058	3,425,909	17,239,330	78,345,950
631,166	3,174,389	3,425,909	17,353,724	78,540,969
572,130	4,149,581	3,425,909	17,694,255	80,393,364
750,178	4,101,756	3,425,909	18,901,545	81,884,855
698,372	4,097,697	3,425,909	20,027,160	83,148,625
676,000	3,598,003	3,425,909	24,980,054	87,712,055
621,955	4,639,776	3,425,909	18,612,426	80,102,502

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,031,015	1,276,314	3,782	16,482,784	551,925	4,679,688	78,345,950
14,988,213	1,285,276	3,791	16,450,589	565,187	4,505,241	78,540,969
15,341,171	1,273,951	3,067	16,782,220	554,948	4,373,381	80,393,364
15,583,900	1,253,315	3,195	17,012,868	526,195	4,307,214	81,884,855
15,757,960	1,251,389	3,660	17,183,715	723,044	4,560,998	83,148,625
16,699,033	1,305,220	2,888	18,183,325	545,595	6,283,088	87,712,055
14,981,992	1,327,780	3,298	16,477,210	520,923	7,057,976	80,102,502

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
66,204	34,529,053	34,452,368	10,000	461,548	17,379,941	6,737,709	1,563,358
57,993	34,681,591	34,603,380	2,000	471,505	17,279,877	6,747,209	1,548,345
59,783	36,086,432	36,006,077	22,000	489,505	17,125,013	6,725,924	1,569,074
63,733	36,214,148	36,140,802	15,000	496,399	17,111,197	6,704,841	1,542,692
56,737	36,588,608	36,517,010	20,000	504,070	17,043,335	6,731,057	1,539,547
55,704	36,494,899	36,407,237	5,000	503,350	16,894,546	6,728,483	1,584,546
59,504	34,098,425	34,002,413	-	436,187	17,042,887	6,800,786	1,553,048

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
385,055	64,950,527	64,663,698	4,499,199	1,804,734	22,934,961	195,949	704	
412,944	65,355,281	65,075,361	4,492,160	1,804,739	22,862,424	205,500	702	
387,304	65,235,584	64,951,659	4,399,422	1,751,365	22,925,010	196,558	702	
413,735	66,685,994	66,414,815	4,337,882	1,723,220	22,870,104	196,307	702	
428,588	66,689,809	66,423,232	4,357,707	1,738,486	22,899,759	196,441	702	
409,987	67,143,374	66,887,508	4,338,468	1,728,810	22,875,113	197,084	697	
407,443	64,369,785	64,106,456	4,718,729	1,815,045	23,196,194	206,235	706	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2014. 6	2,220,212	1,557,619	9,526	55,638	15,016	1,617,319	1,593,328	108,302	534,223	
7	2,229,577	1,577,193	9,025	55,648	15,602	1,620,658	1,598,051	108,099	536,641	
8	2,226,323	1,569,750	9,025	55,791	15,736	1,617,847	1,595,450	107,234	538,809	
9	2,242,722	1,574,724	9,025	55,890	15,841	1,633,915	1,612,022	106,735	537,377	
2013. 9	2,135,375	1,456,205	10,033	55,694	13,977	1,497,500	1,478,353	118,557	550,381	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2014. 4	834,518	477,978	111,853	86,363	116,359	6,723	810,502	802,840	400	199,115	10,749	125
5	822,546	463,581	113,903	87,713	116,485	6,390	794,206	785,466	400	200,283	10,671	123
6	821,296	459,902	113,987	87,219	115,456	6,180	790,177	781,850	400	200,964	10,686	121
7	812,244	454,787	113,392	86,232	115,079	6,706	782,591	774,492	400	196,646	10,920	119
2013. 7	878,555	519,149	131,693	101,474	120,263	7,154	835,239	824,370	1,736	220,071	12,195	137

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合		
残 高	2011. 3	858,182	526,362	2,742,676	2,124,424	576,041	1,197,465	172,138		
	2012. 3	881,963	533,670	2,758,508	2,207,560	596,704	1,225,885	177,766		
	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678		
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	前 年 同 月 比 増 減 率	2013. 9	911,489	552,724	2,858,995	2,298,025	608,561	1,278,023	187,002	
		10	915,297	555,567	2,817,089	2,279,349	605,292	1,276,569	186,651	
		11	916,224	556,573	2,837,682	2,295,494	608,061	1,276,149	186,564	
		12	925,964	564,093	2,848,588	2,324,220	616,676	1,291,364	188,596	
		2014.	1	920,080	559,248	2,856,167	2,298,510	607,835	1,278,479	187,253
			2	920,856	559,936	2,855,414	2,304,572	609,892	1,283,705	187,510
			3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716
			4	918,711	560,974	2,924,575	2,361,429	616,587	1,295,628	188,544
5			918,818	560,818	2,918,207	2,354,625	616,951	1,291,995	188,112	
6			932,244	573,164	2,923,780	2,367,835	623,995	1,306,075	190,336	
7			931,744	574,747	2,875,011	2,338,863	620,584	1,301,946	P 189,717	
8			936,544	579,079	2,869,191	2,356,954	622,993	1,309,845	P 190,699	
9 P	930,834		574,295	P 2,911,196	P 2,349,221	P 626,238	P 1,312,557	P 191,544		
前 年 同 月 比 増 減 率	2011. 3	1.6	2.8	4.2	2.5	1.5	2.0	2.9		
	2012. 3	2.8	1.4	0.6	3.9	3.6	2.4	3.3		
	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8		
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
	前 年 同 月 比 増 減 率	2013. 9	1.8	0.7	4.3	3.9	2.4	2.2	2.4	
		10	1.9	0.6	4.1	3.9	2.9	2.4	2.6	
		11	2.1	0.7	4.1	4.4	3.3	2.6	2.7	
		12	1.9	0.5	3.9	4.2	3.0	2.5	2.5	
		2014.	1	2.0	0.6	4.1	3.8	2.9	2.5	2.4
			2	2.0	0.5	3.7	3.5	2.8	2.4	2.2
			3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2
			4	2.0	0.4	2.8	3.6	2.7	2.6	2.3
5			2.2	1.0	1.6	3.6	3.2	2.7	2.5	
6			2.2	1.3	2.4	2.7	2.8	2.5	2.4	
7			2.2	4.0	1.9	2.6	3.1	2.7	P 2.4	
8			2.2	4.3	2.4	2.9	2.9	2.8	P 2.4	
9 P	2.1		3.9	P 1.8	P 2.2	P 2.9	P 2.7	P 2.4		

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2011. 3	223,241	53,591	1,741,986	1,571,088	436,880	637,551	94,151	
	2012. 3	219,823	53,451	1,741,033	1,613,184	444,428	637,888	94,761	
	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2013. 9	214,815	52,478	1,785,374	1,681,299	449,209	636,974	96,105
		10	214,558	53,639	1,768,498	1,675,209	445,206	634,327	95,990
		11	214,480	53,303	1,781,751	1,685,128	447,319	636,914	96,303
		12	213,468	53,266	1,800,227	1,702,720	452,818	643,203	96,985
		2014. 1	213,010	52,805	1,795,378	1,694,858	448,683	637,461	96,615
		2	213,199	52,498	1,791,356	1,698,609	449,160	637,361	99,674
		3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684
		4	212,619	51,743	1,791,155	1,704,237	451,656	639,727	97,109
5		213,342	51,989	1,783,978	1,717,345	453,225	642,409	97,260	
6		212,933	51,568	1,796,135	1,716,873	454,404	642,032	97,277	
7		213,135	51,621	1,781,010	1,722,018	454,494	642,909	P 97,578	
8		212,867	51,916	1,779,977	1,729,609	456,093	644,686	P 97,934	
9	P 212,071	51,440	P 1,849,455	P 1,746,310	P 466,587	P 649,748	P 98,618		
前 年 同 月 比 増 減 率	2011. 3	△1.6	△4.2	△3.1	1.7	0.9	△0.6	0.1	
	2012. 3	△1.5	△0.3	△0.1	2.7	1.7	0.1	0.6	
	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2013. 9	△1.3	△1.7	3.8	2.8	1.7	0.3	1.2	
	10	△1.0	△2.4	3.6	3.2	2.1	0.9	1.6	
	11	△0.8	△2.1	4.2	3.7	2.4	1.2	1.8	
	12	△0.9	△2.0	4.0	3.4	2.1	1.3	1.8	
	2014. 1	△0.9	△2.5	3.9	3.4	2.3	1.5	1.9	
	2	△0.8	△2.4	2.7	3.5	2.4	1.6	5.1	
	3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	4	△0.7	△2.3	2.5	3.5	2.4	1.7	2.5	
5	△0.9	△1.3	2.4	3.9	2.8	2.2	2.5		
6	△1.1	△1.9	1.6	3.5	2.4	1.7	2.2		
7	△1.2	△1.4	0.6	3.6	2.6	1.9	P 2.4		
8	△1.4	△1.8	0.5	3.6	2.9	1.9	P 2.6		
9	P △1.3	△2.0	P 3.6	P 3.9	P 3.9	P 2.0	P 2.6		

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

農 林 金 融 第 67 卷 総 目 次

(2014年1～12月)

- I 論 調 II 情 勢 III 外国事情 IV 談話室
V 本 棚 VI 講演録 VII 座談会 VIII シンポジウム

〈2014年テーマ〉

- 1月号 内外経済・金融と農業情勢の展望
2月号 転機を迎える中国の農業政策・農村金融
3月号 震災復興への取り組み——東日本大震災から3年——
4月号 農業制度改革の課題
5月号 地域社会と農業・農協
6月号 地域資源の有効活用
7月号 EUの農業、協同組合
8月号 地域再生と協同組合
9月号 地域農業振興に果たす農協の役割
10月号 再生可能エネルギー拡大への課題
11月号 協同組合の価値と経済効率性
12月号 海外にみる農業政策・農業の動向

〈今月の窓〉

- 1月号 幻想のトリクルダウン (代表取締役専務 岡山信夫)
2月号 東アジアと中央アジア——キルギスに行って考えたこと——
(基礎研究部長 清水徹朗)
3月号 東日本大震災発生から3年を経て (常務取締役 柳田 茂)
4月号 ゲマインシャフト・ルネッサンス (常務取締役 原 弘平)
5月号 組合員の目線で (取締役調査第一部長 斉藤由理子)
6月号 木造の高層ビル (代表取締役専務 岡山信夫)
7月号 農協改革と農業団体再構築の課題
(取締役基礎研究部長 清水徹朗)
8月号 政府の「農協改革」案をどう捉え対処していくべきか
(専務取締役 柳田 茂)
9月号 誰の目線で? (常務取締役 斉藤由理子)
10月号 地球温暖化対策の現状と再生可能エネルギー
(取締役調査第二部長 新谷弘人)
11月号 農産物実需者の大型化と協同組合の役割
(調査第一部長 小野澤康晴)
12月号 TPP再考 (常任顧問 岡山信夫)

I 論 調

2014年の内外経済金融の展望	
——正念場を迎えるアベノミクス——	
…………… 南 武志・山口勝義・木村俊文・王 雷軒…	1 (2)
個人リテール金融の最近の注目点	
——金融緩和と高齢化の影響について—— ……………	高山航希… 1 (20)
日本農業をめぐる情勢と見通し	
——米政策見直し, TPPなど岐路に立つ日本農業—— ……………	一瀬裕一郎… 1 (36)
中国における食糧安全保障戦略の転換	
——増大する食糧需要に増産と輸入の戦略的結合で対応——	
…………… 阮 蔚 (Ruan Wei) …	2 (2)
中国の大規模稲作経営・家庭農場	
——拡大する農地集積と受皿経営の高額地代を巡って—— ……………	藤野信之… 2 (19)
中国の農村信用社連合組織の構造と機能	
——省農村信用社連合社を中心に—— ……………	王 雷軒 (Wang Leixuan) … 2 (38)
給食受託企業の地場産野菜の調達行動 ……………	尾高恵美… 2 (55)
大震災からの農業復興における農業者の組織化・法人化 ……………	斉藤由理子… 3 (2)
大震災から3年を経た農業復旧・復興施策の動向と農協の取組み …	内田多喜生… 3 (15)
宮城県における圃場整備を巡る問題点	
——ヒト・モノ・カネが復興の隘路に—— ……………	行友 弥… 3 (46)
2014年農政改革と水田農業の課題	
——切迫するTPPと政権交代で躍り出た政策転回—— ……………	藤野信之… 4 (2)
日本における農業者教育 ……………	上野忠義… 4 (26)
フードシステムの変化と6次産業化の可能性	
——6次化を食と農の「地域保障」につなげる視点—— ……………	室屋有宏… 5 (2)
農協営農指導事業の改革方向 ……………	清水徹朗… 5 (21)
わが国の法人法体系における協同組合法の位置	
…………… 農林中央金庫 JAバンク統括部 主監 明田 作…	5 (58)
未利用材の供給不足が懸念される木質バイオマス発電	
——地域別需給推計と展望—— ……………	安藤範親… 6 (2)
動き出す農地中間管理機構と現場からの示唆……………	小針美和… 6 (17)

	月号	頁
デンマークの農業と農産物貿易	—瀬裕一郎	7 (2)
スペイン・モンドラゴン協同組合グループの動向		
——「FAGORの破綻」の実態と対応——		
..... 一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員 坂内 久	7	(18)
地域再生と協同組織金融機関	古江晋也	8 (2)
農地集約で穀物自給を目指す中国	阮 蔚 (Ruan Wei)	8 (13)
消費構造変化と農協の青果物販売事業		
——産地の販売力の強化に向けて——	尾高恵美	9 (2)
鹿児島県島嶼部および沖縄県における甘じゃ糖生産と農協の取組み	岡山信夫	9 (17)
EU共通農業政策 (CAP) の2013年改革		
——新制度の概要と成立過程——	平澤明彦	9 (35)
オストロムのコモンズ論からみた水産資源管理のあり方	田口さつき	9 (52)
原子力発電と日本のエネルギー需給	清水徹朗	10 (2)
地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり		
——事業組織の形態に着目した事業スキームの検討——	寺林暁良	10 (15)
太陽光発電導入の現状と今後の大量導入に向けた課題		
..... 明治大学 研究・知財戦略機構 客員研究員 増川武昭		
..... 一般財団法人 農村金融研究会 主席研究員 坂内 久	10	(30)
最近の協同組合法立法の世界的動向とわが国への示唆	明田 作	11 (2)
森林組合合併の経緯と効果の検証	安藤範親	11 (16)
事例にみる集落営農組織の経営展開		
——農作業体制と農業機械所有の変化の視点から——	長谷川晃生	11 (32)
米国2014年農業法の農業所得安定化政策		
——緊縮財政下で進む農産物の高値への適応——	平澤明彦	12 (2)
各国の農業部門と農業関連産業からみる東南アジアの成長	若林剛志	12 (18)

II 情 勢

2014国際家族農業年

- 今問われる「家族農業」の価値—— …………… 原 弘平… 1 (53)
- 農協系統全国機関の震災復興への3年目の取組み
- 全農と農林中金を中心に—— …………… 岡山信夫… 3 (60)
- 高齢者との金融取引にかかる法務面からの検討
…………… (株)協同セミナー 常務取締役 桜井達也… 4 (49)
- 森林組合の事業・経営動向
- 第26回森林組合アンケート調査結果から——
…………… 一般財団法人 農村金融研究会 調査研究部長 室 孝明… 6 (61)
- 高齢漁業者の実態と課題
- 第31回漁協アンケート調査結果から——
…………… 一般財団法人 農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治… 6 (69)
- 集落営農の概要と集落一農場型集落営農の成功要因 …………… 藤野信之… 7 (30)
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度の運用状況と課題
- 3年度目の改正点と今後の論点—— …………… 寺林暁良… 8 (46)
- 農産物輸出の実態と今後の展望 …………… 清水徹朗… 12 (34)

III 外国事情

中国の農産物卸売市場の現状

- 新発地農産品卸売市場の事例から——
…………… 若林剛志・王 雷軒 (Wang Leixuan) … 12 (45)

IV 談話室

システム開発の話 …………… (株)農林中金総合研究所 代表取締役社長	古谷周三… 1	(18)
米の減反政策見直しを考える …………… 食と農の政策アナリスト 農林水産政策研究所 前所長	武本俊彦… 2	(36)
我が国水田農業の多面的役割 …………… (株)農林中金総合研究所 顧問	小林芳雄… 3	(26)
家族農業再評価の流れを大河にしよう …………… 生活クラブ事業連合生活協同組合連合会(生活クラブ生協連合会) 代表理事会長	加藤好一… 4	(24)
国際家族農業年を迎えて思うこと …………… 全国農業協同組合中央会 副会長	村上光雄… 5	(36)
日本の森と文化と ～3000年の森の彼方へ …………… 全国森林組合連合会 代表理事専務	肱黒直次… 6	(34)
食は人の心, 人の輪 …………… 北海道信用農業協同組合連合会 代表理事理事長	牧野 勇… 7	(16)
農学部の中の文系学科 …………… 龍谷大学 経営学部 教授	香川文庸… 8	(30)
系統農協の自主改革 …………… 北海道大学 名誉教授	太田原高昭… 9	(32)
だって俺たちのもんやん …………… 一般財団法人 農村金融研究会 専務理事	原 弘平…10	(28)
キルギスにおける協同組合発展と協同組合銀行設立の課題 …………… キルギス行政管理学院 副学長 ナジック・ベイシエナリー(Nazik Beishenaly)…11		(14)
グローバル化の下での農業政策における農業協同組合の役割 …………… クレディ・コーペラティブ会長(仏), 国際協同組合銀行協会会長, ICA理事 ジャン＝ルイ・バンセル(Jean-Louis Bancel)…12		(32)

V 本 棚

宮本太郎 編 『生活保障の戦略 教育・雇用・社会保障をつなぐ』 …………… 早稲田大学 名誉教授	西川 潤… 1	(34)
高橋信正 編著 『「農」の付加価値を高める 六次産業化の実践』 ……………	堀内芳彦… 2	(54)

VI 講演録

- <講演録>宮城県の漁業・漁村の復興に向けた漁業協同組合の取組み
…………… 講師 宮城県漁業協同組合 専務理事 船渡隆平… 3 (28)
- <講演録>宮城県の農業復興への取組みについて
…………… 講師 全国農業協同組合連合会 宮城県本部 前本部長 千葉和典… 8 (32)

VII 座談会

- <座談会>今問われる家族農業の価値
——2014年国際家族農業年に際して—— …………… 5 (38)
- <出席者>
村上光雄 (全国農業協同組合中央会 副会長/広島県農業協同組合中央会 会長)
佛田利弘 (公益財団法人日本農業法人協会 副会長/(株)ぶった農産 代表取締役社長)
関 元弘 (ななくさ農園)
村田 武 (愛媛大学社会連携推進機構 客員教授)
- <司会>
原 弘平 ((株)農林中金総合研究所 常務取締役)

VIII シンポジウム

- <シンポジウムの記録>
地域から取り組む再生可能エネルギー
——ドイツに学ぶ協同組合の役割—— …………… 6 (36)
- 2014年3月19日(水) 会場：明治大学リバティホール
主催：(一社)JC総研, (株)農林中金総合研究所
後援：日本協同組合学会, IYC記念全国協議会

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2014年11月20日現在、掲載情報タイトル1,692件 [関係する掲載データ2,593件])

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. Below the header, there is a navigation bar with tabs for 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. A search bar is located below the navigation bar. The main content area features a large banner with the title and a brief introduction. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取り組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a footer with '更新情報' and 'お知らせ' sections.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2014年12月号第67巻第12号〈通巻826号〉12月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 代表TEL 03-3233-7700

編集TEL 03-3233-7775 FAX 03-3233-7791

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱所

農林中金ファシリティーズ株式会社 / 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 Nツアービル TEL 03-5295-7580 FAX 03-5295-1916

定価

400円(税込み) 1年分4,800円(送料共)

印刷所

永井印刷工業株式会社